

## 令和３年１２月佐川町議会定例会会議録（第３号）

招集年月日 令和３年１２月７日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和３年１２月７日 午前９時宣告

開 議 令和３年１２月７日 午前９時宣告（第５日）

|      |     |    |    |     |    |    |     |    |     |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 応招議員 | １番  | 齋藤 | 光  | ２番  | 岡林 | 哲司 | ３番  | 山本 | 和輝  |
|      | ４番  | 田村 | 幸生 | ５番  | 橋元 | 陽一 | ６番  | 宮崎 | 知恵子 |
|      | ７番  | 西森 | 勝仁 | ８番  | 下川 | 芳樹 | ９番  | 坂本 | 玲子  |
|      | １０番 | 森  | 正彦 | １１番 | 松浦 | 隆起 | １２番 | 岡村 | 統正  |
|      | １３番 | 永田 | 耕朗 | １４番 | 藤原 | 健祐 |     |    |     |

不応招議員 な し

|      |     |    |    |     |    |    |     |    |     |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 出席議員 | １番  | 齋藤 | 光  | ２番  | 岡林 | 哲司 | ３番  | 山本 | 和輝  |
|      | ４番  | 田村 | 幸生 | ５番  | 橋元 | 陽一 | ６番  | 宮崎 | 知恵子 |
|      | ７番  | 西森 | 勝仁 | ８番  | 下川 | 芳樹 | ９番  | 坂本 | 玲子  |
|      | １０番 | 森  | 正彦 | １１番 | 松浦 | 隆起 | １２番 | 岡村 | 統正  |
|      | １３番 | 永田 | 耕朗 | １４番 | 藤原 | 健祐 |     |    |     |

欠席議員 な し

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 片岡 雄司 | 町 民 課 長   | 片岡 和子 |
| 副 町 長     | 田村 正和 | 病院事務局長    | 池内 智保 |
| 教 育 長     | 濱田 陽治 | 健康福祉課長    | 岡崎 省治 |
| 会 計 課 長   | 真辺 美紀 | 教 育 次 長   | 吉野 広昭 |
| 総 務 課 長   | 麻田 正志 | 産業振興課長    | 下八川久夫 |
| チーム佐川推進課長 | 岡田 秀和 | 建 設 課 長   | 池内 伸雄 |
| 税 務 課 長   | 田村 秀明 | 農業委員会事務局長 | 山本 清和 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 町長提出議案の題目 | 別紙のとおり               |
| 議員提出議案の題目 | な し                  |
| 議 事 日 程   | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |

令和 3 年 1 2 月佐川町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

令和 3 年 1 2 月 7 日 午前 9 時開議

日程第 1

一 般 質 問



議長（西森勝仁君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

12 番、岡村統正君の発言を許します。

12 番（岡村統正君）

昨日、質問の予定でしたけれども、今日にこけました。

よろしくお願ひしたいと思いますが、議員間での申し合わせで、質問前の所見は行わないことから、通告に基づきまして、2 問の質問に早速ですが移らせていただきます。

片岡町長が道の駅事業は継続するとのことですので、へりの臨時離着場について引き続きどう対処していくのかを、これまでの概要と今後の取り組みを尋ねていきたいと思いますので、明解な答弁を聞かせていただきたいと思います。

道の駅の事業については先日の、松浦議員、坂本議員が質問されておりましたが、後で、木のおもちゃ美術館については質問させていただきます。

現在のへり臨時離着陸場は平成 29 年度に、進入道路を含めて約 3 千万円の予算で整備されたと思いますが、間違いないですかね。誰か答弁できますか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。

申し訳ありません、そのへりの離着陸場についての詳細な資料は今手元にありませんので、ちょっと調べましてあとで御報告のほうさせていただきます。

12 番（岡村統正君）

私の記憶では確か 3 千万円弱だというふうに認識をしておるところではございますけれど、また、後にお知らせしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ここは広域的な災害が起きた場合の、災害対応バックヤードとしての役割のもとに本町では位置づけられていると思いますが、これについても間違いないですかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

あその霧生関防災拠点施設につきましては、今、岡村議員がおっしゃられるとおり、災害が起きた際にあそこに関係の機関等が集まりまして、そういう作業を行うところにはなっております。ただ、火薬庫の関係がありますので、ずっとそこにいるというわけではありません。以上でございます。

12 番（岡村統正君）

このたび、道の駅が建設されることにより、現在の臨時離着陸場は使用できなくなるから、私は、道の駅が、駅の候補地が霧生関に決まった時から、代替地を加茂地区で探すべきと申し上げてきたところではありますが、これまで、その陰に隠れて全く手つかずに思われたところでありますけども、現状はどんな現状かお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

あその霧生関防災拠点施設のヘリポートにつきましては、岡村議員が先ほどおっしゃられましたとおり、あそこが道の駅ということになった場合には、使用できないということで、総務課のほうにおきましても、道の駅の計画ができてから、加茂地区で何とか別の代替のヘリポート場ができないかということで探しておりました。その代替のヘリポートにつきましては、高吾北の消防本部や県の消防政策課まあ、航空隊でありますけれど、そちらのほうとか、加茂分団とも協議をいたしまして、候補に挙がった土地につきまして、実際、調査をさせていただきますということで地権者の方と交渉したこともございます。

しかしながらもろもろの事情によりまして結果として代替地の決定には至っておりません。

もろもろの事情と言いますと、ヘリの離着陸ということで、そのヘリの侵入角というか、こう着陸する角度でありますとか、離陸するときの角度、そしてやはり電線や樹木の障害物、そして国道とかの道路からのアクセス。あと民家に近い場合、音でありますとかそのヘリの離着陸の際の風によって生じる小石等の飛散物、そのようなこと、いろんな条件がございました。そのような条件の中から何カ所かはあたっておりましたけれど、今言ったような条件で、なかなか合致するところがなくて、今のところ平地での加茂地区の選定

には至っておりません。

ただ、岡村議員がおっしゃられますとおり、離着陸の回数自体も多いですし、あそこが使用できない場合は、ドクターヘリの離着陸場がなくなることから、すぐにはスポーツパーク佐川を利用するということができますけれど、あちらのほうにおきましても、サッカーの大会などで使用できない場合もあるということで、総務課のほうとしてはなんとか加茂地区で選定ができるようにいろいろと探してきたところではあります。

総務課としましては、用地の選定ができますように、来年度に加茂地区ヘリポート用の用地選定業務のほうを発注したいというふうに考えております。そして、用地の選定ができるよう、取り組みたいと考えております。現在の状況は以上ということになっております。

#### 12 番（岡村統正君）

今、総務課長からの答弁がありましたが、実はですね、ここに高吾北消防本部からの救急を行った場合の着陸回数があります。

これによりますと、救急搬送された件数が平成 29 年度の途中まではサッカー場の駐車場というようなところを利用した回数が 13 件、霧生関臨時離着陸場 7 件、それから平成 30 年度 22 件、それから令和元年度 15 件、令和 2 年度 10 件。この資料をもらった時点で令和 3 年度 4 件。合計 58 回の救急患者が搬送されております。

緊急措置の対応が必要な患者さんの命が助かる重要な離発着に活用をされており、改めてこの代替地が道の駅の計画の中で平行して今日まで進んでいるのかを、先ほどは聞かせていただきましたので、それについては了解をいたしますけれども、こういった重要な、人の人命にかかわる施設を前町長から現町長に引き継ぎ、片岡町長が継続していくという結果になった、ならずにかかわらず、なんでこれができなかったのかという思いが私にはあります。

そして、またこの臨時離発着場の整備に関してですね、私が消防団の副団長として当時の建設課長に、佐川町には消防団の総合演習の場所がなく、これまでは高吾北消防署の訓練場、また、2 年交代で開催されている越知町と 2 町間の、高北地区連絡消防協議会がありまして、その連合演習が 2 年に一度あります。交代交代で。佐川町の担当のときに越知の宮の前公園を開催場所に借り、よその施設を利用して開催している状況の中で、町民にも消防団の活動、演習

活動が目に見える場所として、使える広さがあるということから、面積を広くとった設計にした経過がございます。

完成してから1回この場を使って演習を開催をいたしましたが、御承知のように、コロナ禍で演習は昨年、今年と、中止になっているとのことです。ここには当然、消火栓も1機設けてあります。そしてですね、いの町で開催されました高知県町村消防団連絡協議会に南海トラフ大地震に対する講師として、自衛隊高知地方協力本部本部長の南浩氏1等陸佐が来られていました。私が、佐川町に自衛隊機の着陸ができる離発着陸場を整備したことを伝えますとですね、県もそういったところを探しているとのことでありました。そういった経過の中で、県の南海トラフ地震を想定した総合防災訓練で、自衛隊のCH-47航空機が避難者の搬送で霧生関に着陸をした実績がございます。ここにですね、CH-47のこの大型の構造のヘリコプターが着陸した、こういったものです。これが着陸をした実績がございます。

春野運動公園陸上競技場からですね、西の高吾北管内ではCH-47型の着陸できる場所が、霧生関ヘリ臨時離着陸場が唯一の実績の場所であります。この道の駅ができることで今後は使えない、使用できなくなることが決まるわけでございますね。そこで、今後、使えないことを県の防災課、危機管理課には連絡をしているのかをお尋ねしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。

霧生関の防災拠点施設でのヘリポートについて、使用できないということにつきましては県と関係機関のほうには御相談のほうはいたしております。以上でございます。

12番（岡村統正君）

そういうことをしっかりしておけば大丈夫と思います。

県としてもそういった実績事例があるところが道の駅でなくなる、大変残念なことではあるかと思いますが、そういう連絡をしっかりとっていることであればよろしいかと思います。

また、これから起きる可能性がカウントダウンされている、南海トラフを震源とする大地震災害などに対応しなくてはならないが、今後、しっかりと対応をとるように申し上げておきます。

このように重要な役割を持ったヘリ臨時離着場が後回しになって



いることは極めて憂慮すべき問題ではないかと思うところであります。

前町長はですね、代替えをサッカー場、佐川中学校の運動場などを使うと言っておりましたけれども、佐川中学校の運動場は面積的なことと周囲に工作物がありますから、ここは使用できない。また、舗装ではない砂だから、その砂の舞い上がり等でここは使用できないとなろうと思うところであります。

また、先ほど総務課長が申したように、このサッカー場においてはですね、駐車場、あるいは競技場の中を使用していた場合は当然降りることはできない。それは不可能なことです。で、緊急搬送、このドクターヘリと防災ヘリ、早急に確保をしなくてはならないと思いますが、今、先ほど総務課長も答弁をしましたが、検討するではもう既に遅いから、早急にどうするか、どこに決めるかいうことを決めていかなきゃならないんじゃないかというふうに考えるところであります。これについては、今後、早急な対応をしていくのかどうか、答弁を願います。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

岡村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、岡村議員が説明がありましたが、平成 29 年から令和 3 年まで 58 回の緊急搬送もあったとお聞きをしました。このヘリポートの離着陸場につきましては、大変重要な施設であると私も認識しております。

先ほど総務課長が答弁をさせていただきましたが、選定につきましては早急に進めてまいります。条件など、またさまざまな事がありますので、しっかりと選定業者に委託をしまして、加茂地区の住民の皆様にも御協力をいただきながら、可能な限り加茂地区への建設をしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

12 番（岡村統正君）

これまでのその候補地というものはもう既に考えの中に何カ所があるのか、これからまた新たに探すのであれば、当然、先ほど総務課長が申し上げたように県の防災課、それから高北消防本部、このような組織にですね、相談をしながら、これも加茂地区のその振興対策事業に組み込んでの考えをしてはどうかというふうに思うところ

ろであります。ただ、注意をしなくちゃならないのは増水して、浸かるところ、これは当然適地ではないと思うところであります。そういった場所を外してですね、考えると、一定の区域が見つかると思うわけではありますが、こういった場所を早急に当たって進めていくということが大事なことはないかと思しますので、いずれにせよ、早急な選定が重要だと申し上げますが、今後、早急に対処してくれるという町長の答弁ですので、それを信じまして、この問題については終わりとさせていただきます。

次にですね、道の駅についての質問に移らせていただきます。

通告しました道の駅に併設される木のおもちゃ美術館の運営、集客人数、経営的に示されている令和3年6月の概要で示されている収支報告予算案についてかなりの無理があるのではないのかとの通告でございます。この数字の根拠はここに示してあるけれども、どういった考えのもとに算出をしたのか伺いたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

岡村議員の質問にお答えいたします。

お示ししている収支予算案に関しましては、今年6月に基本構想の中で示させていただいた数字となっております。その入館者数の数字については4万人と設定しておりまして、この4万人に関しては基本計画、道の駅の基本計画を作成したときに設定しました。この4万人の人数の根拠としましては、誘致圏域人口により算出しております。佐川町から2時間圏内、車で、自動車で2時間圏内を誘致圏域人口として算出した場合に佐川町は20万人程度となっております。この数値をもとに、同等規模のおもちゃ美術館、これは長門市のおもちゃ美術館になりますが、長門市のおもちゃ美術館は年間4万人を目標に設定しており、開館当初は3万人を超える入館者がありました。この長門市の場合の誘致圏域人口に関しては12万程度となっております。そのため、佐川町の場合は、長門市よりも入館者数が多く見込めるということもありますので、4万人の設定をして、収支予算案をつくっております。

で、収入に関する、入館料についても仮で類似の施設、類似のおもちゃ美術館の金額を参考に作成しております。作成している仮定の数字となっております。

また歳出についても4万人を想定したうえでのスタッフの配置となっておりますので、こちらについても実際に運営をするとなった

場合には精査をしていく必要があると考えております。以上です。

12 番（岡村統正君）

説明がありましたけれども、以前に視察に行くことにしていた山口県の長門市にある木のおもちゃ美術館ですが、その来館者数は本町の来館者数には、全く参考にはならないと申し上げておきます。

この近隣のこのへんのちょっと市、その近隣にある市、町村は別として。ちょっとネットで調べてみました。宇部市、下関市、防府市、山口市、広島市、長門市を含めて 195 万 6 千人。関門海峡を渡った北九州市、福岡市、2 市で 64 万 6 千人余りの人口があるわけがあります。この 16 日に視察に行く、徳島県の木のおもちゃ美術館、この近隣の市の人口はですね、徳島市約 25 万 1 千人、鳴門市約 2 万 1,600 人、吉野川市、阿波市合わせた人口は 7 万 5,550 人、香川県高松市 42 万 4,521 人であります。また、東京は何の参考にもならないです。大都市ですから。

この人口比をわが町佐川町に置いたときどう考えるのか、ここを聞かせていただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

まず誘致圏域人口の考え方で一つ補足をさせていただきます。単純に人口ではなく、ゼロ歳から 9 歳までの人口に二乗をかけております。この二乗をかけた数値としましてはゼロ歳から 9 歳までのターゲット層のお子様は 1 人で来ることがないので、保護者の方の数値を入れてるという形にはなっております。また、佐川町のその 2 時間圏内という数字に関しては、高知県の東は香南市、香美市あたり、で、西は四万十市、そして、2 時間圏内、有料道路使わずに来れる範囲として、愛媛県の松山市までを含んだ数値となっております。で、他のおもちゃ美術館に関しましても、いろいろな人口規模、あとはその立地条件によって佐川町と異なるとは考えております。ただですね、設置を検討するうえでの一応想定の人数とした目標として 4 万人という所の数字ですので、その点はちょっと御理解いただきたいところかと考えております。以上です。

12 番（岡村統正君）

今、産業振興課長のほうから答弁ありましたけれども、この人口ではですね、佐川周辺に比べても圧倒的に人口の数が違うし、じゃあ広げて佐川町の高岡郡の町村、土佐市、いの町、須崎市、これ合わ

せた人口がですね、12万3,437人。高知市が32万3,443人。高知県の人口は現在、68万1,691名。で、高齢化率はですね、平成30年の内閣府の資料では高齢化率が70万6千人に対し、65歳以上は24万5千人、34.8%の高齢率と出ております。少子化が進んでいる中で、そして若い方たちのご夫婦の共働き、ほとんどがこの共働きと思いますけれども、これ私の感じ、調べたわけではありません。2人合わせて380万から500万くらいではないかと私の感じでは感じると思いますけれども、間違っているなら申し訳ないですが、そこで、ここに示されている入場料金、これが町内の有料、子供200円ということ。で、大人が400円。これお父さんとお母さんと子供2人が入った場合は1,200円になります。そして県外はですね、同じ条件で2,600円。これが利用者が安いとみるのと思うのか、また、どれぐらいの遊び時間をみての、中で遊ぶ時間の、時間をみての料金なのか料金なのか。どれぐらいの時間を想定をしているのかをわかっていたらお答えいただきたいと。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

この利用料金の設定については、基本的には入れば1日遊べるというような料金設定を考えております。

ただ、ここ近年コロナ禍ということもあって、他のおもちゃ美術館では時間制限をつくっているということもあるようですので、そこに関しては状況に応じて時間制限を設けることもあるかと思いますが、基本的には入場すれば1日遊べる料金という設定になっておりますので、よろしくお願いします。以上です。

12番（岡村統正君）

えーとですね、ちなみにですね、愛媛県の砥部町に県立こどもの城がとべ動物園に隣接したところにあります。皆さん行ったことがありますかね。

ここの入場料は駐車料金1台300円支払えば、入場をできます。それで施設の中の建物の中で遊ぶ分においてはかなりな遊ぶ空間がありまして、そこは全部全て全部ただ、使えるものはただでございます。ただし、外部のさまざまな乗り物が何カ所かありますけれども、それは1回100円か200円かな、くらいの料金設定になっております。まあ、長時間子供が遊ぶ空間が設けられておりまして、また、外部にはふわふわドームもある。天気のとときにはそちらでも遊

べるということで、ご両親にとっては格安で1日遊べるということ  
であります。

この入場料2,600円を払って県外から来て入って1日おるのかと  
いうことを考えた場合、かなりの無理があるんじゃないかというふ  
うに思うところであります。

このコロナ感染症の最中、まだまだ先の見えない状況が続き、生  
活様式が大きく変わっている中で、料金を払ってまでは木のおもち  
ゃ美術館には行かないとの声も多数聞こえます。またですね、先ほ  
ど担当課長のほうから料金体系をそのときに見直していくというよ  
うなことで答弁がありましたけれども、こういった状況、環境の中  
で、私はこの2,600円も1,200円もかけて1日遊ぶ、到底1日はお  
らんでしょう。いいところ2、3時間じゃないかというふうに感じ  
るところであります。

またですね、もう1点、売り上げの中におもちゃ販売の500万、  
これ収入のところで出てますが、この根拠は、おもちゃの何を販売し  
て、どういったそのおもちゃのものを販売しての売上になるのか。  
これは、高級車1台分の値段です。そのへんは、例えば1つの品物  
が何万とか、何千円とかいうような根拠がないとこの金額は出てこ  
んと思うんですが、そのあたりはわかっておったらお答え願いたい。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

おもちゃの販売についてはおもちゃ美術館がミュージアムショッ  
プとして販売しているウッドトイと言われるおもちゃの種類を販売  
しております。これは1つが数千円から1万円を超えるようなもの  
もあったかと記憶しております。ただ、この500万の根拠に関して  
は、その積み上げた数字というものではございません。これも参考  
にならないと先ほど岡村議員には言われましたが、長門市のおもち  
ゃ美術館のミュージアムショップが昨年度の実績でも500万を超える  
売り上げを上げておりますので、そういったところも勘案した結  
果の500万として計上している数字になっております。以上です。

12番（岡村統正君）

現在、今の状況ではなかなか答弁も厳しいものと思います。

そこでですね、この道の駅とおもちゃ美術館の会計は現在は一つ  
にまとめるというような形をとっておると思いますけれども、これ  
は完全に別々にすべきじゃないかと思うところであります。最初の

その3年位は物珍しさということがあります。それで3年はよろしいと、まあ、4年目もしてもそれはよろしいと。しかし、それから先ですね、果たして黒字が続くのか。これが一番問題になろうかと思うところであります。当然、道の駅が赤字になれば、黒字であった、例えば黒字になった、しかし、このおもちゃ美術館のほう赤字が続いてきだした。そうするうちに道の駅も赤字となってきた。両方赤字になってくる。となれば当然、町の予算をつぎ込んでいかなければならなくなるわけであります。こういったことが、このおもちゃ美術館においては私が一番足をひっぱるものにつながるんじゃないかというふうに考えるところであります。

そういったことから、先ほど長門市のほうの、要するに資料とか、そこで販売したものとかいうものは答弁にありましたけれども、これは私は佐川町には全く当てはまらないと先ほど申しました。完全に人口比では倍以上の差がある。そら若い者も含めてのことですけれども、大都市にはだいたい若い者がおる。そういったことから参考にはならないと申し上げてきたところでもあります。こういふことで、私はこの道の駅に併設するおもちゃ美術館においては、かなり危機感をもっておりますので、賛成はしかねるという立場からこれまでの質問をさせていただきました。

それからですね、道の駅について、中にレストランがありますね。このレストランについては、形態的にはチケット販売の形をとるといふことでもありますけれども、いの町のレストパーク、あそこは経営は確かいのの観光協会がやってると思いますが、あそこ、私もたびたび利用しますが、皆さん利用されたことがありますかね。ありますかね。で、あそこはですね、一番初めは確か私がしっかりと記憶しているというわけではないんですが、農家のおばちゃんたちが寄り集まってるいろんなおかずをお袋の味として作り始めたのが一番最初かなというふうに考えております。で、でき合いのおかずがですね、ケースにだんだん入って陳列されておまして、急いで食事を済まして行きたいっていう方はですね、そのでき合いのおかずを自分の好きなもの取って、ご飯、汁物いって、最終的にレジの前で料金払って食べると。で、特別にまた注文したいというようなことであれば、そこで何々をお願いしますと言って頼んでおくと、それができあがったらシェアしてくれるというような形態であります。そしてですね、食べ終わったときに自分でその洗い場、食器を片す

場へ自分でセルフサービスで持って行く、この形態が一番いいんじゃないかというふうに考えるところであります。また、こういった形態はですね、医科大学の食堂でも同じ形態をとっておられると思います。要するに人件費がかからないようなことも大事であろうかと思えますけれども、地場産の消費、要するに地産外商、地産地消これが一番メインになろうかと思えます。

結局このいののレストパークはコンセプトを「手作りおふくろの味食堂」というコンセプトがついております。そのことで大変繁盛しているわけでありまして、佐川町もこういった形態をとったかどうかということをございます。ぜひ、こういうことは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

岡村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いの町のレストパークの方式はいい方法の一つだと考えております。私もよく利用させていただいておりまして、多くの方々が思い思いの品物を選んで金銭的なことも考え、選んで食事ができているという点ではすごくいいんじゃないかなと考えております。

今回の道の駅のレストランにつきましては、直営か委託にするかは明確に決めては、現在のところおりません。それぞれのメリットデメリットを考えたところ、現段階では委託する方法で考えてはおりますが、財団法人の職員がレストランについての調査、検討を進めている中では佐川町の道の駅に大変興味を示されている事業者の方々も複数いらっしゃるとの報告を受けております。

正式に委託をするということに決定した場合には、公募によりまして委託業者を選定することになります。直営にするのか、委託にするのか、いずれにしても佐川町の食の魅力を発信する重要な役割を担いますので、町内の食材をたくさん使った料理の提供ができるようにしていきたいと考えております。いの町レストパークのような方式を頭に入れて選定していきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

12 番（岡村統正君）

今、町長からしっかりとした考えのもとに、今後、道の駅の中身以降については検討して進めていっていただくという答弁がございました。ぜひですね、こういったことで佐川町の産物の地産外商はもちろんのこと、地産地消にもつながる黒字経営に努めていくこと

の大きな役割を持つ施設にしていくことが重要とのことを申し上げまして、この質問を終わります。

以上で、私の今回の一般質問の質問を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、12 番、岡村統正君の一般質問を終わります。  
ここで、15 分休憩いたします。

休憩 午前 9 時 45 分

再開 午前 10 時

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8 番、下川芳樹君の発言を許します。

8 番（下川芳樹君）

8 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 3 点の質問を行います。

今定例会の複数の議員から私と重複する内容の質問もありましたので、重複する内容の答弁については簡潔にお答えいただいて結構です。

本年 10 月の選挙で 3 期目の議員活動を託された今定例会においても町政の質を問う者として、この席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、佐川町加茂地区で県が進めている新産業廃棄物最終処分場について、新町長のお考えをお尋ねいたします。

平成 30 年 2 月に県の有識者委員会が、佐川町を含む 3 カ所に県内の産廃施設候補地を絞り込んだときから、新産業廃棄物最終処分場の建設の是非について、県や町、地元住民との話し合いが始まりました。これまで、3 年半余り、2 期目の議員生活の大半をかけて、県や前堀見町長との協議を重ね、現在の取り組み状況へとつなげてまいりました。10 月の町長選を前にした先の 9 月定例会においては、これまで町と協議してきた内容が、町長選以降、首長が変わってもぶれることがないように、町の責任で継承するようにと質問を行いました。この質問に対して、前町長は「加茂地区住民に寄り添った地



域振興策を推進していく。これまで決めた内容は全てやりきる。町長が誰であろうと、役場職員、担当課長、庁議のメンバーがしっかりと継続性を担保し、仕事にまい進すると信じている。」との答弁をいただきました。

そこで質問です。本年10月の町長選で初当選された片岡町長は、前町長の答弁内容を受けて、今後の事業推進にあたりどのような考えでしょうか。これから質問する内容に順次お答えをいただきたいと思います。

まず初めに、処理施設となる本体工事並びに、関連する付帯工事を進める上での基本的なお考えについてお答えをいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本体事業を進めるうえでの基本的な考え方について御答弁をさせていただきます。

地域住民の皆様が負担がかかることや、不安に感じたりすることがないように、住民の皆さんの安全、安心を第一に配慮しながら事業を進めていくよう、高知県や公益財団法人エコサイクル高知にはお願いをしていきます。もし、住民の皆さんが不安に感じたりするようなことがあれば、いつでもお申し出いただくようお願いを申し上げます。

佐川町としましては、責任を持って住民の皆さんの声をしっかりと届けていくこととしておりますので、前町長との違いは全くございませんので、御了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

8番（下八川久夫君）

はい。前町長と変わりなくということで御答弁をいただきました。

施設建設については、安全対策、特に地域の安全安心を担保する施設の構造、周辺環境の適正な管理など、県にしっかりと提言をしていただくようお願いをしたいと思います。

特に、施設の構造については、県の有識者委員会等で先に論議がされて、決定が進んでいるというふうな状況もみられます。このような中で、やはり町とともに県が会議をする場がございますので、ぜひ、そのような場にはしっかりした意見をつないでいただきたい。

まさにですね、ただ聞くだけではなく、提案された内容、変更された内容、そのような条件に対して適切に論議をされ、判断をされて、指摘するべきは指摘する、そのような姿勢でしっかり臨んでいただきたいと考えますがいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど下川議員からも御質問がありましたが、県、また、エコサイクルセンター高知としっかりと協議をした内容は、佐川町にきましたら住民の皆様にも御説明できる方向で説明はさせていただくということは、県のほうにもエコサイクルセンター高知のほうにもしっかりとお頼みをしておりますので、勝手に進めることのないよう、住民の不安が残らないような形で事業を進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

それでは次に、環境保全協定の締結に向けた考え方について御質問をいたします。

県はこれまで環境保全協定の締結を本年 10 月末までに町と結ぶ計画で事業を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大から当初予定していた住民説明会の日程が大きく遅延し、12 月 19 日に加茂地区にて開催することとなりました。今議会の行政報告によると、今年度中に環境保全協定を締結したうえで、施設本体工事に着手する計画、予定であるとの報告がありました。このことについても本年 3 月の一般質問において、県の予定ありきで協定を締結することがないように申し入れており、前町長からは県の示す予定までに折り合いがつかなければ住民の納得を得たうえで、協定を締結するとの答弁をいただいております。片岡町長においても、しっかりと住民の納得を得て、県との環境保全協定締結に臨んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

昨日、橋元議員からの質問にもこの内容に沿った住民の意見が協定締結前に反映できる協議会を事前につくれとの提案もございました。協定内容にはしっかり住民の考え方も反映したうえでの締結をぜひよろしくお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

環境保全協定の締結につきましては、内容につきましては住民の

方からいただいた御意見を反映させながら、住民の方によりわかりやすい表現や内容に、また、住民の方の思いに寄り添い、不安に感じられるところにつきましては、丁寧な説明と対応に努めてまいりたいと考えております。

環境保全協定の締結にあたりましては、住民の方の御理解と納得が大前提になりますので、御理解、納得をいただくまでしっかりと説明をさせていただき、不安な点があれば解消させていただくとともに、御意見を反映させていただき、締結に結びつけたいと思っております。これにつきましても前町長との思いは変わりはありませんので、よろしくお願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

地域の住民が適正な廃棄物の搬入状況や施設の管理状況などについてかかわることができる体制を、また、大型災害、今後、南海トラフ地震の想定もされております。このような大型災害時の7品目以外の廃棄物の搬入を、ぜひ防止してもらいたい。このこともあわせてお願いをしたいと思います。

それから、先の橋元議員との質問のやりとりの中で、それまでに協議会なりをつくっていかうというふうなお考えも一部お聞かせいただいたように私自身は感じておりますが、その辺も踏まえて今一度お願いを申し上げます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

大災害に備えての持ち込みの件なんです、それにつきましてもしっかりと県、エコサイクルセンター高知にも協議をさせていただき、そういうことがないような方向に進めていきたいと思っております。また、この協議団体、協議団体というかそれをつくることにあたりましては、今後、担当課とも協議をさせていただき、そういう団体をつくるということで協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

それでは次に、地域振興策に関する考え方についてお尋ねをいたします。

地域振興策については、令和2年12月25日付で、県と町において締結をした協定書「新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取組及び地域振興に寄与する事業に

関する協定書」、このように非常に長い協定書でございますが、これの締結によって、内容が定められております。

基本的には令和3年度から10年間で実施することとなっております。事業の内容については、前段で申し上げた長い協定書の名称のとおりです。すなわち、処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取り組み、地域振興に寄与する事業の実施です。前町長には地域振興策の推進に関し、加茂地区の住民に寄り添った事業を行うとの考えでございました。

当選早々に協定書の内容を変更しようとした、これは道の駅の関係なんです、片岡町長はどのように振興策の中身についてお考えでしょうか。御答弁をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

地域振興策に関する考え方につきましては、やはり、下川議員にも先ほど質問していただきましたが、加茂地区の住民に寄り添ったしっかりとした振興策、加茂地区の住民の方々が納得する振興策を進めていくことを念頭に進めていきたいと考えております。

先ほど、私が御答弁させていただきましたが、事業内容とか課題などを地域全体で共有できる地元の組織ですね、先ほど回答させていただきましたが、必要な事業をより効果的に実施することができる、そういう団体があればと思っております。まずは加茂地区自治会長会や集落活動センター加茂の里を中心に地域の課題やニーズに応じてさまざまな取り組みを展開されております、加茂の里づくり会などの皆様に相談をさせていただくことから始めていきたいと考えております。まずはとにかく加茂の住民の方々に寄り添った地域振興策の進め方で実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

事業については、協定書の内容を10年かけて実行していくと。これに関する予算についても既に県との話し合いがある程度進んで詰められていることだと考えております。

先ほど町長がおっしゃっていただいた地域の協議会、これをつくることによって行政側も業務の推進に関し、地元の理解を得て進めやすい環境づくりができると思います。

また、現状の振興策についても地域全体でその内容を把握するこ

とによって、今どのような内容が進んでいるのか、それによって地域がどのようによくなっていくのか、そういうことが全体で共有できる、これはまさに振興策の本来の考え方であって、県が進める、行政が進める、それだけではなく、地域とともに佐川町がそのバックアップをしっかりと行い、一緒に将来につながっていく、すばらしい事業として実行していく、これが非常に重要だと考えております。

以前、振興策の推進に関し、人材的な部分で無理があるんじゃないかというふうな御質問もさせていただきました。今、定数の拡大ということで、今定例会においても定数条例の変更を提言、提案されているところではございますが、今後の事業推進にあたって、このような人力的なマイナス要因が働かないように、県との調整も確かに重要でございますし、町職員としてかかわっていく部分についても、決して仕事に負担がかからないようなそういうふうな体制で臨んでいただきたい、このように考えますがいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

人員につきましては佐川町も年間振興策は約3億くらい余分に、余分といいますか振興策を進めていくことになります。私が就任しまして県のほうにも今現在2人県のほうから派遣をしていただいておりますが、引き続き、人力的な協力をお願いしたいということで、お願いをしてあります。県のほうにもしっかりとお願いをしてありますので、引き続き職員として残って、来ていただけるものと感じております。また、現在の職員も技術的な職員が結構少なくなってきましたが、力をあわせてですね、頑張っていくように職員のほうには伝えてありますので、そのへんはおくれることのないようにしっかりと振興策の進め方を、進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

片岡町長も職員として技術畑でしっかり頑張ってこられた、地域の環境をよりよきものにする、生活環境、それからさまざまな分野においてやはり技術をもってそれにあたってこられたということは、事務職のみで行政に務められている職員よりそのような面に関しては精通されているというふうに感じております。ぜひ、建設現場、特に業務の負担というものが町長自身も十分に御理解されていることと思いますので、しっかりバックアップをしていただきますよう

をお願い申し上げます。

また、協定書には道の駅、図書館、しっかり明記されておりますので、そのあたりも協定書にそった事業であるという認識をしっかりとっていただくようお願い申し上げます。

それでは次に、その他の関連する事項として、現在進行中の地域振興事業についてお尋ねをいたします。

地域振興策は県が行う事業として、地域住民の不安解消のための取り組み、周辺安全対策が 17 事業、県が行う地域振興事業 8 事業、町が行う地域振興策 55 事業、合わせて 80 事業となっております。本年度実施している事業において、特に、県の行う長竹川の増水対策や県道改良、急傾事業について、また、町の行う重立った事業の進捗率等の事業概要とあわせて、今後の計画や事業実施時の課題、問題点があれば担当課長よりお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

高知県及び町が実施する、地域住民の不安解消の取り組みである周辺安全対策及び、地域振興に寄与する事業である地域振興策の取り組み状況についての御質問でございますので、少し長くなりますが、お答えをさせていただきます。

最初に高知県の取り組み状況について、お答えさせていただきます。

まず、周辺安全対策として実施しております長竹川の増水対策につきましては、令和元年 10 月の台風 18 号と同等、同程度の降雨に対して安全に下流域へ水を流すことを目標として整備することとしております。整備区間につきましては大きく 4 つの区間に分け、下流の筋違橋から長竹川と日下川の合流点までを区間 A、次の竹ノ倉川の合流点までを区間 B、次の横山川の合流点までを区間 C、そこから上流部を区間 D として事業を計画しております。令和 3 年度につきましては区間 A 及び B の詳細設計を、また、区間 C 及び D の概略設計を実施しております。

また、長竹川には取水用の堰や町道橋も多くあり、河川改修にあたってはこれらの改修もあわせて行う必要がありますことから、利用状況の調査や所有者を調べるための用地調査等も実施しております。

令和 4 年度につきましては、区間 A の河道内の土砂撤去や堤防のかさ上げ工事、区間 A 及び B の用地調査、区間 C 及び区間 D の調査、

詳細設計等を実施する予定であると聞いております。

長竹川の整備にあたっては、河川放水に対する地元の合意や堰の統廃合に向けた意見の集約などさまざまな課題がありますことから、県と町で連携しながら早期の課題解決に努めたいと考えております。

次に、地域振興策として実施しております県道岩目地西佐川停車場線改良及び急傾斜地崩壊対策事業、治山事業についてお答えさせていただきます。

県道岩目地西佐川停車場線の整備につきましては既に2車線道路として供用されている加茂の里付近を起点とし、現在バイパスとして完成している箇所までの1キロメートルの区間を1工区とし、そこから西へ750メートルの区間を2工区として事業を計画しております。

1工区につきましては令和3年度及び令和4年度事業である加茂駅周辺の整備をもって、全線2車線として供用開始が予定をされております。2工区につきましては令和4年度から用地買収に着手し、令和5年度も引き続き用地買収を実施しつつ、買収完了箇所の工事へ着手するように聞いております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、横山及び竹ノ倉、本村東の3地区の事業を実施しております。

横山地区につきましては昨年度までの継続事業として、令和3年度においてもおおむね1年間で保全対象1戸の擁壁工事を実施しており、令和4年度以降も同様のペースで事業を実施していく計画で、竹ノ倉地区及び本村東地区につきましては令和3年度からの新規事業として着手をしております。

令和3年度につきましては、事業の実施において必要となる急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた地区全体の斜面調査などに取り組んでおります。令和4年度につきましては工事を行う際に必要となる詳細設計や用地測量などを実施したうえで、擁壁工事に着手するよう計画をしており、令和5年度以降は横山地区同様におおむね1年間で保全対象1戸の擁壁工事を実施していく計画であると聞いております。

治山事業につきましては、横山地区で景観安定を目的とした谷留め工を実施しており、こちらにつきましては令和3年9月に契約をし、令和4年3月の完了を予定しております。

以上が、高知県が実施しております周辺安全対策及び地域振興策

の取り組み状況となっております。

続きまして、町の取り組み状況についてお答えさせていただきます。

まず、周辺安全対策として実施しております、町管理河川の護岸整備につきましては、竹ノ倉川、横山川は令和4年度に完了予定、長竹川は取水堰の改修も含め令和7年度に完了予定となっており、計画どおり順調に進んでおります。

長竹、竹ノ倉、横山地区への上水道の整備につきましては、11月上旬に地区ごとに配水管布設工事の請負契約を締結し、来年2月末の竣工を目指して計画どおり順調に工事を進めております。

給水を行うために必要となる配水管を布設することにより、生活用水にかかる不安を解消することで、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、整備を進めてまいります。

次に、地域振興策として実施しております道路交付金事業、舗装補修事業、町道の単独事業、がけくずれ住家防災対策事業、河川改修事業、その他の事業についてお答えさせていただきます。

まず、最初に地域振興事業の進め方に対しての考え方をここでまた説明させていただきます。

本年の2月21日に住民説明会を開催した際にですね、住民の皆様にお示しさせていただきました、地域振興策の実施にあたっての考え方、またその優先順位としまして、1番目として流域全体を視野に入れた長竹川の河川改修、2番目として住民の命を守る取り組み、3番目として施設にもっとも近い長竹地区の事業、最後にその他地区の事業とし、事業量や事業費の全体のバランスを考えながら年度ごとの事業計画を立て、佐川町地域振興策に係る事業一覧表として、地域振興策実施にあたっての想定スケジュールをお示しさせていただきました、このスケジュールに基づき事業を実施しているところであります。

それでは、おのこの事業の取り組み状況でございますが、道路交付金事業として実施する町道の拡幅工事につきましては、説明会の開催、移転集約などに地元との調整に時間を要し、若干のおくれが生じておりますが、おおむね順調に進んでおります。1点だけ、幹線道路の拡幅要望がありました地区において、現道に隣接する農地所有者から事業についての反対を受け、地元と協議、調整を行いましたが、この区間の事業実施が困難な状況となっております。



舗装補修事業につきましては、要望のありました 22 路線のうち、本年度実施分 2 路線を既に完了し、来年度 2 路線を実施することとしており、計画どおり順調に進んでおります。

町道の単独事業につきましては、要望のありました 12 カ所のうち、本年度実施分 5 カ所は既に完了しており、来年度は 2 カ所を実施する予定としており、計画通り順調に進んでおります。

がけくずれ住家防災対策事業につきましては、要望のありました 2 カ所について、本年度に施工をしており、1 カ所は既に完了、残る 1 カ所は年度内に完了見込みとなっており、計画どおり順調に進んでおります。

河川改修事業につきましては、玉割川の護岸整備を実施しており、計画では令和 7 年度の完了予定ではありましたが、来年度に完了見込みとなっております。

その他の事業につきましては、長竹、竹ノ倉への消火栓設置は本年度に完了予定となっており、その他の小規模な事業についても計画どおり順調に進んでおります。

本年度、配水管布設工事及び消火栓設置など水道事業会計で 7,367 万 8 千円を実施しており、建設課において実施する一般会計の現予算額 3 億 6,673 万 1,600 円に対する事業費ベースでの発注率は、11 月末現在で 80.2%、12 月発注予定分までを加えますと、90%を超える見込みであり、住民の皆様の御理解、御協力もあり、順調に進むことができいております。

ここで、建設課自体、地域振興策の事業費を除く、建設課、地域振興策以外の予算額についてはですね、3 億 400 万程度でございますが、地域振興策にかかる予算、建設課で実施している分は 4 億 4 千あまり。もうほとんど 1.5 倍ぐらいを地域振興策として実施しております。

以上が町が実施しております周辺安全対策、地域振興策の取り組み状況となっております。なお、町が実施する周辺安全対策及び地域振興策の取り組み状況につきましては、今月の 19 日、日曜日、加茂小学校体育館にて開催される、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に関する住民説明会において、本年度の状況及び来年度以降の予定について説明をさせていただくこととしております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

先ほど町長にも御答弁をいただきましたが、事業内容が多岐にわたり、事業費においても本来建設課が行う事業の1.5倍ほどの業務量が上へ重なっているというふうな状況もございますので、ぜひですね、新年度、御配慮いただければなら、そういう部分、特に短期的に人が必要になる。重点的に行わなければならないような事業部分については、ぜひ、御配慮いただきたいとこのように思います。

また、建設課長においては先ほど御報告をいただいたこのような内容を、説明会が年何回開催されるかよくわからないんですが、ある程度定期的にですね、報告をいただくと、地元の住民としてはどの事業がどの様に進んでいるのか、このようなこともしっかり把握できますので、そのあたりも含めてよろしくをお願いをしたいと思います。

それではですね、この質問の最後に、私は議員2期目の4年間、ほとんどの定例会で加茂地区の産廃問題についてお尋ねをし、町や議会とともにその内容を積み上げてまいりました。これまでの町長の御答弁を伺う限り、今までどおりの考え方で進めていくお考えであると認識をいたしました。産廃事業に関するこれまでの決定事項は前町長の進めてきた内容を継承するという事で、間違いはございませんか。今一度御答弁をいただき、この質問を終わりたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

下川議員のおっしゃったとおり、前町長との違いは全くありませんので、加茂地域の皆様に不安を残さないように振興策につきましても事業内容の説明につきましてもしっかりと高知県エコサイクルセンター高知とも協議をさせていただきながら、説明をさせていただき、事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

8番（下川芳樹君）

しっかり御答弁をいただきました。ありがとうございます。これで、加茂地区の住民も安心すると思います。

それでは、2番目の質問です。

11月18日付の高知新聞に佐川産廃24年度末完成へとの見出し記事が掲載されておりました。県は日高エコサイクルセンターの満杯時期が延長されたことにより、佐川町の施設完成時期を1年先送り

し、2024年度末とする内容でございました。行政報告でもその内容が一部報告されておりましたが、その詳細について、今一度お尋ねをいたします。新聞報道によると、エコサイクルセンターの容量を圧迫していた廃石膏ボードはここ数年リサイクルが進み、満杯時期が2025年6月に延びる見通しとなった。時間的な余裕ができたため、県は実施設計で安全を担保しつつ仕様を精査、資材を見直したほか水利水処理施設の能力を縮小し、本体工事費を79億6千万円に。13億9千万円圧縮したとのことでした。今年4月の基本設計では34億8千万円上振れしていたものがどのような経緯で圧縮されたのか、水処理施設の能力縮小の根拠は何か。資材の見直しとはどのような内容なのか、お聞かせいただきたいと思います。

町民課長（片岡和子君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、コスト削減に向けて見直しを図りました主なものとしたしましては、先ほど、議員がおっしゃられましたとおり、水処理施設につきましてと、それから使用材料の見直しを図ったということで、新聞報道にもあっております。

まず、使用材料につきましてですが、被覆施設、本体、埋立地の上に屋根を覆い被せている構造になっておりますけれども、そちらの壁材であったりとか、工材への塗装方法の見直しをまず行った分について、そして、屋根へのトップライト、明かり取りの設置の取りやめによりまして、9億7千万円のコストダウンを図ることができたと聞いております。

もう少し説明を加えさせていただきますと、被覆施設を設けましたこういった最終処分場の場合、廃棄物の安定化のため、人工散水を、人工散水、水をこう、まくことを行うこととなりまして、埋立地の底面に設置しました管で集水したのち、浸出水処理施設で処理をいたします。この浸出水の処理能力、規模や散水量につきましては、廃棄物の埋立量、安定化に必要な水分供給量及び散水機関から決定されるということです。

受け入れ、埋め立てする7種類の産業廃棄物の種類のうち、廃石膏ボードにつきましては、散水を行うことで硫化水素ガスの発生のおそれがあるということから、区画埋立を行うことによりまして、原則散水は行わないということとし、安定化に必要な水分供給量を考慮しない。粉じん抑制のための最低限の散水のみ行うという見直

しを行いました結果、1日当たりの進出水の処理量が47立方メートルから33立方メートルに見直しされ、4億7千万円のコストダウンを図ることができたと聞いております。

このことによりまして、水処理施設につきましては、4億7千万円のコストダウンで、あとすいません、使用材料の見直しについて述べさせていただきたいと思います。

被覆施設の壁材、工材への塗装の材料につきましては、施設の供用年数、20年の埋立期間プラス10年の埋め立て終了後から施設を廃止するまでの期間であります、維持管理期間、合計30年を超えまです耐用年数を有する材料のうち、工事費及びその間の維持管理費を考慮いたしまして、最も経済的なものを使用するよう見直しをしたと聞いております。仮に跡地利用などで施設廃止後も被覆施設を継続して使用する場合は適切なメンテナンスを行えば耐久性に問題はないと聞いております。コストダウンを図りました主なところはそういったことで、本年4月時点の基本設計に基づき算定した施設本体の概算工事が93億5千万円から13億9千万円の縮減を図り、本体工事費、本体工事にかかるコストにつきましては約79億6千万円となったと聞いております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

詳細な御説明をありがとうございます。

今、町民課長がおっしゃった、資材、水処理施設、主要材料、このようなものに関してですね、町民課長自身は、その専門的な言葉であったり、内容であったり理解してこれは適切であるかないか、このような判断できますか。

町民課長（片岡和子君）

議員がおっしゃるとおり、私には専門知識がございません。ございませんけれども、この施設整備に係りましては実施主体でありますエコサイクル高知であったり、県のほうが専門委員会を設置しておりまして、そちらのほうに意見を伺う会をされております。そして、わからないなりに提示をいただきました資料等で確認をさせていただきまして、内容につきましては、これはどういうことかと、内容について丁寧な説明をお願いをするときちんとした答えが返ってきますので、それで間違いがないということで確認をさせていただいているところです。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。内容について丁寧に説明をされるということで、専門的な知識がなくても、ある程度審議をされた委員会の委員の皆さんの専門性であったりとか、そういう判断能力をよしとするというか、その人が適切に判断したであろうということで内容について説明された部分を理解をしていったというふうなところだと思います。

それでも、大変不安じゃないかなと私は思います。ある程度、このような工事関係、それから施設の整備関係については、知識を有した者がしっかりと内容について確認をする、聞く、こういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。専門的な知識については確かに県の専門委員会の皆さんの知識っていうものが、それはもうそれと同等っていうことには絶対ならないとは思いますが、やはり、少しでもそのことに長けたといいますか、専門性に通じている職員の支援というものがここでは必要じゃないかなと。先の質問の中で、町長が県の説明をお聞きになったというふうな御答弁もございました。全然、事務方でしか仕事をされてない方より、技術的な経験がある方のほうが同じお話を聞いてもですね、しっかり理解もできるし、ここはどうよと、聞くポイントも違ってくると思いますので、そのあたりあわせてですね、県との連携会議のなかで、また県が施設の内容について変更されたとき、その確認をしっかりとっていただきたいと、このように思いますがいかがでしょう。

町長（片岡雄司君）

質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町民課長のほうから御答弁がありましたが、確かにその部材の関係でありますとかそういった内容につきましてはなかなか理解が難しいかなとは思っておりますが、先日、私も副町長と一緒に高知県、そしてエコサイクルセンター高知のほうから説明を受けました。土木に関することはやはり私も副町長もわかっておりますが、なかなか建築、その資材の中身についてですね、しっかりとお聞きを説明を受けまして、ちょっと値段が落ちることになりますという説明も受けました。それにつきまして、これはこれで大丈夫なんですかと、しっかりと念を押してお聞きをしております。で、大丈夫ですという回答を得てます。やっぱり建築につきましては、その専門委員会のほうでももんでいただいてコスト縮減につなげていっていると考えております。しっかりと、そのへんも変更がありましたら、今後も私を含め副町長、そして建設課の職員とも協議をさせて

いただきながら進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。

そのように、ぜひですね、一部の職員さんだけに負担がかからんようにみんなで全体的な考え方を共有していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問でございます。学校給食等の無償化についてお尋ねをいたします。

町長が先の選挙で公約をされている学校給食等の無償化について、これらを実施していくうえでの問題点や課題があればその内容、また、今後の進め方を踏まえた実施時期についてお伺いをしたいと思います。初めにどのような内容で具体的な取り組みを進めていくのか、実施時期はいつ頃になるのか、実行するための課題や問題点があるのかなのかについて、お答えをいただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

質問にお答えさせていただきます。

まず、初めにですね、学校給食の無償化の実施の時期についてお答えをさせていただきます。

こちらのほうは来年度から無償化のほうを予定しております。無償化を実施するうえでの問題点ということでしたが、この問題点となると思われますことは財政的な負担が増加するということと、日高村との学校組合立の加茂小中学校において、同じ学校で同じ給食を食べていても居住地によって給食費のほうが無償化と、有償無償の違いが生じるということになりますので、保護者の間でですね、不公平感のほうが生じるということを懸念されます。こちらにつきましてはですね、加茂小中学校を所管する学校組合と通じてですね、佐川町としての考え方等を丁寧に説明して不公平感が生じることはないように御理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

で、メリットというかですね、メリットにつきましてはですね、まず、子育て世帯の経済的な負担を減らすということ、それとですね、加えて、佐川町でもさまざまな子育て支援策を行っているところですけども、それをさらに充実させることによって、佐川町は子育てしやすい町であるということを認知度を高めて、若年層の定住

であるとかですね、移住の促進につながることを期待できるのではないかと考えております。

8 番（下川芳樹君）

先ほど、教育次長のほうから御答弁をいただきました。

事業における課題、問題点というところで、経済的な負担、それから日高、佐川の学校組合の問題、これらが取り上げて報告をされました。

先ほどの次長のお言葉どおりで、加茂地区の小中学校は全国的にも珍しい学校組合立で運営をされております。昭和の市町村合併時に当時の加茂村が日高村と佐川町に二分され、現在に至っております。村は分割されましたが、学校は旧加茂村の子供たちの教育の場として存続し、日高村や佐川町に属さない独自の教育委員会がその管轄にあたっています。学校の運営については日高村、佐川町双方から予算をいただき、それぞれの首長と代表議員各 2 名が学校組合議会を構成し、年 4 回の定例会で運営内容を審議し、決定を行っています。

聞くとところによると、日高村は学校給食の無償化に取り組む考え方はないとのことでした。加茂小中学校の無償化を行えば、日高村全体の無償化を行わなければならないからだとこのように考えます。同じ学校に行政区域が異なる児童生徒が通学する状況の中で、果たして、佐川町の子供たちのみ実施する無償化の実現が可能なのでしょうか。

先ほど、御答弁をいただきましたが、もう少し詳しくですね、そこを解決する方法等ございましたら、お答えいただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

はい。先ほどお答えをさせていただいた以上のことはちょっと今のところは想定というか、考えておりません。

8 番（下川芳樹君）

学校給食の無償化、これは予算も伴います。あえて予算を伴う、そのことによって無償化の意味があると考えます。

先ほどおっしゃっていただいた、子育て世帯の経済的な負担であったり、町が進める子育てしやすい町、このような方向性に合致していく考えの中で、このような事業を行おうというふうには理解をいたします。ただ、これを一つの学校区の中で、格差を生むような

形で行うというふうなことについては、確かに佐川町の子供たちにとってはものすごくメリットもございます。また、保護者にとってもメリットがございます。しかしながら、同じ学校で同じ様に授業をされている児童、生徒さん、また、その御父兄、保護者の皆さんについては、やはりさまざまな思いを巡らされると、このように考えております。

まあ、学校組合、特にですね、この学校組合、日高村が2名、佐川町が2名の教育委員がございます。通学する児童生徒、ほぼ半分半分、保護者の数もこれに伴い同率でございます。今後、具体的な内容が公になり、周知される状況となれば、少なからず両町村の住民に影響を与える結果となります。双方の町村民が納得の上で実行することが村の溝を深めることなく、地域で暮らすための最良の策であると考えます。この点について、最良の策があればということでございましたが、先ほど、これ以上のことはないというふうなお答えでございました。

まあ、分村された加茂地区の住民感情というものを申し上げますと、やはり、昭和の大合併、29年、30年代にせつかくある加茂村を分割されて、それもその時代の指導者の方々によって分割されたというふうなことがあって、それ以降ずっとあの地域で暮らしている世代の皆さんは、なぜ、自分たちは加茂小学校、中学校を卒業したあと、行政区域が違う中で、成人式も別、いろいろな行政関連の取り組みも別、そんな環境の中で暮らさなければならぬだろうというふうな思いを多くの卒業生がもたれております。まさに、こういう時期に、また、給食費において差別化がされるというふうなことになるれば、恐らく波が立たない状況ではなく、やはり、波が立つ状況が生まれてこようと、このように考えております。

このあたり、町長、いかがお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

学校組合の関係につきましては十分理解をさせていただいております。先ほど、次長が言いましたが、しっかりと加茂、学校組合立の教育委員会にも協議をさせていただき、日高から通っている保護者の皆様にも御理解をしていただくよう、説明をさせていただきたいとは思っております。また、日高村とも協議をさせていただき、佐川町はこういう方向で進めていきたいということは伝えて、実施を



していきたいと思います。

今、方法としましては、先ほど次長も言いましたが、しっかりと説明をする、させていただくというようなことが一番だと考えておりますので、今後、4月からの無償化に向けて説明をさせていただくように、考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### 8 番（下川芳樹君）

実施時期が来年度早々からということになれば4月ということになります。残された期間が12月含めて4カ月足らずというふうな、このような状況の中で本当に御理解いただけるのかなという不安もございます。

私の考え方といたしまして、加茂地区の問題課題が残された状況の中で、見切り発車的な行為は行ってほしくない、このように思います。ぜひですね、しっかりと御説明をいただき、理解をいただいたうえで実施をされますよう、加えてお願いをしたいと思います。

今回の町長選において、町民の皆さんの両候補に対する支持率は非常に拮抗した状況でございました。町民の皆さんの意見や議会内の協議によって積み上げられた事業、首長が変わることで大きく方向転換することがあってはなりません。なぜならば、多くの民意が働いて決定されているからです。道の駅の建設予定地の変更などは既に県と協定書を締結している内容を覆すものです。これまでの町政でよいものは継承し、不十分なものは民意を尊重して十分に検討し、よりよくしていくことが重要だと思います。広く、町民の意見を聞き、町政に反映させるとのお考えをお持ちの片岡町長でございますので、ぜひですね、今後、議会、執行部、それから住民の皆さん、それぞれでよい町をつくっていく、そのようにぜひお願いを申し上げます。

最後にですね、コロナ禍、また、産廃事業、このような一般事業に付随して多くの業務を担われております職員の皆さんに感謝を申し上げまして、私からの全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### 議長（西森勝仁君）

以上で、8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、15分間休憩します。

休憩　　午前 11 時

再開 午前 11 時 15 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1 番、齋藤光君の発言を許します。

1 番（齋藤光君）

1 番議員、齋藤光です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

前回の町議会議員選挙にて、初めて当選をさせていただきました。今後 4 年間、佐川町発展のためにたくさん勉強して議員としての活動をしていくつもりです。今後とも、よろしくお願いいたします。

質問させていただきます。

まず、1 点目に給食費無償化についてお伺いしたいと考えてます。昨日も今日も質問があり、重なる部分があるとは思いますが、確認のためにもう一度御答弁よろしくお願いいたします。

片岡町長は先の選挙にて、給食費無償化を公約に掲げていました。給食費無償化は子育て中の世代にとって魅力的な政策だと思います。しかし、私の周りの子育て世代の方々からは「給食費無償化はありがたいけれど、佐川町にそんなにお金あるのかな」と「税金が上がるんだったら意味ないんじゃない」と「本当に無償化できるのか」という意見も多くいただいております。

そこでまず、改めて最初に確認しておきたいことが、給食費無償化を実現するのか、それと、なぜ給食費無償化を考えたのか、この 2 点を片岡町長にお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

無償化については先ほど教育次長のほうからも説明、答弁させていただきましたが、来年度の 4 月からを予定しております。

どうして無償化を考えたかということにつきましては、私が選挙期間中に町内を回らせていただいたところ、改めまして本町において若年層の定住・移住者施策をさらに進めることが重要であるということを感じをいたしました。そのためには、やはり、子育て世代への支援をさらに充実させ、給食費等の無償化により、子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、今後さらに、子育てしやすい町にするための取り組みといたしまして、給食費等の無償化を実施

し、少子高齢化や若年層の定住・移住者対策につなげていきたいという思いで、私の公約とさせていただきます。以上です。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。

次に、給食費無償化に係る費用について質問していきたいと思います。

これについては、昨日、質問の中で出ていましたが、小中学校の給食費で約 5,600 万円、保育の副食費で約 760 万円。これは年間で 6,400 万円という認識でよろしいでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

昨日、給食費の根拠にあたります賄い材料費、私の方からは 5,625 万 7,729 円というふうにお答えいたしました。この中でですね、実質的に無償化の対象にならない、あくまで、この、先ほど申し上げた金額については、教職員とか給食センターの職員の分も含めた額というふうに御理解ください。で、ちょっと細かい積算のほうはまだできてないですけども、令和 2 年度の実績額によって歳出にあたる額が全体で 5,625 万 7 千円ということで、御理解いただけたらと思います。こちらのほう、当然ですね、年度によって増減のほうはありますけれども、無償化する場合は最大でそれぐらいの予算が必要というふうに考えております。

それと、財源につきましてはですね、こちらのほう、基本的には一般会計からの繰入金、それと生活保護の御家庭については、県費の負担で、あと就学援助、準用保護とかですね、そういう就学援助を受けていただいております御家庭につきましてはですね、別途、扶助費というような名目で支出するようなことになると思います。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、保育の副食費の 760 万円でございますが、これは年間の経費と、年間に影響する金額ということで、捉えていただきたいと思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。

財源はどこから出す予定かという質問を次にしようと思ってたん

ですけど、今の回答によると一般会計に、あと県費、扶助費から出すということで、昨日の回答ではですね、ふるさと納税の寄附金額からも捻出を考えているという答弁があったように思うんですけど、それはどうでしょうか。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えをさせていただきます。

えー、ですね、この無償化につきましては先ほど、次長の、教育次長のほうがお答えをさせていただきましたが、一般財源で賄うこととはしておりますが、なお、それでもなお不足する財源につきましては、ふるさと納税寄附金基金の活用を含めて検討していくこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。

次にスケジュールについてですが、これは先ほども御回答ありましたが、来年度の4月からを予定しているということでよろしいでしょうか。お願いします。

町長（片岡雄司君）

それでよろしいです。お願いします。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

では、今後、実施スケジュールの変更がもしあれば、理由とともに町民の方々へ情報の公開をしていただけますようよろしくお願いいたします。

次に、給食費無償化の効果についてお聞きしたいと思います。

先ほどもちょっとお聞きしましたが、年間少くないお金を投入して、佐川町にどのような効果があるのか、どのような目的をもって給食費無償化という事業を進めていくお考えなのでしょうか。

私自身、子育てをしている世代なので給食費無償化は嬉しいな、助かるなという感想があります。しかし、私は議員としてこの給食費無償化を見つめると、いわゆるばらまきに近くなってしまうんじゃないかなという考えもあります。

例えば、根本的に言うと、給食費無償化自体を目的ではなく、安心して子育てできる佐川町に近づけていくことが目的なのではないかなと思います。それを実現していく手段としての給食費無償化なのだと私は認識しております。目的と手段がごちゃ混ぜになってし

まうことが本当によくあることで、気を付けなければならないことだと思っております。

少し長くなってしまいましたが、給食費無償化が佐川町にもたらす効果、そして狙い、目的をお聞かせいただきたいです。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

給食費の無料化によりまして、子育て世代の支援をさらに充実させ、給食費等の無償化により、子育て世代の経済的な負担を軽減するとともにですね、今後さらに子育てしやすいまちとして認知度を高めていただき、佐川町にそういった世代が集まっていだけるようなことも期待をしております。

やはり、全国的にも給食センターを無料、あ、給食費を無料化にしている自治体も数多くあると認識しておりますので、やはり、少子化につながるということがありますので、ぜひ実施させていただき、子育てしやすい町、佐川町をアピールしていきたいという考えもあります。

結果としまして、若年層の定住、そして、移住促進などにつなげていきたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

この無償化の目的とかそういうことについて、御質問の趣旨に十分添えるかどうかはわかりませんが、教育の方面からのお答えを少し申し上げます。

私もですね、公務員をしながら2人の子供の教育をいたしました、本当に多額のお金がかかりまして、その時は大変でした。その子供たちが30を過ぎまして、ようやく仕事をしだして、お給料をいただくと、そしてその中から税金を払っていると。で、ちょっとは世の中のお役に立ててるのかなと思うと、この間の苦労がちょっと軽くなったなということを感じます。

この無償化のお金につきましては、一般財源、さらにはふるさと納税ということで、教育のためにとってくださったお金まで考えてするわけでございます。ですから、佐川町で少しでも経済的に楽な状態で育っていただいて、そして、佐川未来学で教育を受けていただいて、そして先行きふるさとを支えていく、高知県を支えていく、国を支えていく人材が育っていくと、こういうストーリーをもっております。

また、これによってですね、給食についての議論があつて、給食がクローズアップされるということも私はちょっと期待をしております。給食を通じて栄養の大切さ、マナー、同じ物を食べてともに共食をすることによって仲間づくり、自分たちで準備片付けをしていくと、こういうこともありますし、さらにもとに戻ると、食べるということは生きるための一番もとになる行為です。他の命をいただきながら自分が生きていくという、この矛盾した行為の中で生きていく意味を学ぶということが食育ということです。こういうことも考えましてですね、こういったこの給食の無償化によって、さまざまな効果を期待していこうと思っております。

さらに、高等教育にまでかかるコストにつきましてはですね、今、委員会事務局のほうで奨学金の返還支援のほうとも考えております。このような給食、佐川未来学、奨学金とこういったパッケージをつくっていった、佐川で子育てがしやすくなつ、人材が育っていくというような効果を私の立場から期待しております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

子育てしやすい佐川町として、ぜひ、広報していった、費用対効果を高めて、教育的理念もあるようですので、頑張ってもらいたいと思います。

次にですね、町外の私立小中学校に行っている子供たちの給食費はどうかちよつと、お考えはありますでしょうか。お聞かせください。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

その件につきましては、現在のところは考えておりません。以上です。あくまで町内の小中学校ということに限定をさせていただきたいと思つてます。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。

では、質問事項の1項目、給食費の無償化についての質問を終わりたいと思います。

次に、2点目。2点目に病後児保育制度についての質問にうつらせていただきたいと思います。

子育て中において、子供が熱を出したり風邪を引いたりなどは日常当たり前に起きる問題です。そしてその病気の回復期に保護者が仕事と育児を両立できるよう支援する制度がこの病後児保育だと考えています。しかし、この制度はあまり利用されていない状況だと伺ったことがあります。

そこで、今現在の利用状況についてお聞きしたいと思います。病後児保育制度の利用者数の推移を直近3年間分お聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この病後児保育事業につきましては、佐川町では平成28年度から実施をしております。直近3カ年ということでさかのぼりまして、平成30年度から申し上げますと、平成30年度が1人、それから令和に移りまして元年度、2年度、昨年度いずれもゼロと。今年度に入りましてこの11月末までもゼロ人というふうになっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

次に、この病後児保育には専用の施設が用意されていて、維持費用もかかってくると思いますけれども、年間の費用はどれくらいになっているのでしょうか。お聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この病後児保育を実施するためには専用の施設を整備をして構えております。この施設に関しての年間の維持経費がかかります。光熱水費でありますとか、あるいは浄化槽の維持点検ということで、利用がなくても一定お金がかかります。

その費用につきましては令和元年度が6万6,362円。ちょっと細かいですが、決算額です。で、昨年度、令和2年度が8万7,784円ということで、大体7万円から8万円ぐらいはかかっているということでございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

想像より少ない額でしたが、残念ながら現状、利用者がゼロの制度に維持費がかかっているということになってしまいます。

今後の病後児保育制度の方針と対策があればお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この平成 28 年度から実施をしております病後児保育事業、これ利用が少ないということについては、担当課としても認識をしております。その中で、今後の方針ということでございますが、その前にこの利用が少ない中でも少し担当課としても改善を図ってきた経緯がございますので、それも含めて御説明をさせていただきます。

利用時間についてですね、少し開始当初からは使いにくいということがございまして、当初は確か 8 時半から御利用だったと思いますが、その開始の利用時間を午前 7 時 30 分から、それから午後 6 時半まで延長を、平成 31 年度からしております。それから、利用の申し込みの期限がですね、以前はその利用する前の 2 日前というふうに区切っておりますが、これも前日の午前中までということで申し込みの利便性を図っております。

それからですね、運用面でもこの利用の申請を前日の午前中というふうにしておりますが、その日の夕方に相談があったケースもありました。そういったケースについてもすぐ断るのではなくてですね、可能な限り対応を図っていったり、あるいはですね、この利用の条件が結構厳しゅうございますが、例えば、これから冬に向かってインフルエンザ等がはやる、そういった場合のインフルエンザで解熱、熱が下がった、ただし、小学校とかは行けないということについては、ほかに利用がなければですね、定員 3 名の施設ですけれども、1 名に限って受け入れをするという受け入れの判断が難しいケースでもそういった運用面で改善を図ってきたということがございます。

ただ、そういうことを図ってきた中でも利用が実際ないということとは、少し、まだまだ周知ができてないんじゃないかということも考えます。で、この利用の手続に関しては、利用する前に事前に登録をいただくという手続がありますが、それをいざ利用する前にですね、利用したいという考えた時に登録をするということでは、非常に保護者の手間もかかるということで、事前に登録をしていただくという意味で、例えば、利用される御家庭の中心が保育所に通われてる方が結構中心になるかなというふうに思いますので、そういった保育所を通じて、制度のチラシを配布をさせていただいて、利用する可能性がある御家庭については事前に登録をいただくという



ことでですね、利用する際の手続きができるだけスムーズにいくようにということで、チラシ等ですね、保育所に配布をしながらこの制度を周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

私はですね、この病後児保育制度自体は子育てをする者にとって心強い制度だと思っています。ただ、おっしゃるように病後児制度、病後児保育制度自体を知らない、認知度が低いという問題は確かにあると思います。そして、使おうとしてもおっしゃるように事前登録が必要で、さらに、お医者さんの診断書が必要で、自宅での保育記録も必要。やっぱり手続きが煩雑でとてもわかりづらい。使うのがやっぱり難しい状況だと思います。そして、前日の午前中までに予約を入れなければならない、この、夕方のケースも対応してだったという、検討してくださったというケースがあるとは思いますが、制度上は午前中までに予約を入れなければならないですね。で、今、病気の回復期の子供が明日の朝どんな状態になっているのか、これは保護者にとって非常に難しい判断で、なかなか判断が難しいと思います。事前登録に関しては一部の手続きをネット上で完結させたりとか、制度の案内をもう少しわかりやすくするとか、どんな人が利用できるのか、もう少しわかりやすく広報していったり、やってることは多いとは思いますが、やれることはまだまだあると思いますので、困っている人がちゃんと利用できるように頑張っていたきたいなと思います。

次の質問なんですけれども、病後児保育施設であるにこっとですが、高北病院の旧院長官舎を改装してつくったと聞いております。

きれいに改装して使われてない施設というのももったいないような気がしますけれども、このにこっとは今の制度上で土日祝日はもともと利用できない、制度自体がお休みなので利用できない状況になっていると思うんですけれども、ほかの目的への利用は可能なのでしょうか。お答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この病後児保育施設にこっと、この設備につきましては齋藤議員おっしゃいましたように、旧の高北病院の院長社宅、住宅、これを改修をしています。この改修をする際にですね、子ども子育て支援交

付金という国の国庫補助金を使って改修をしております。その関係上補助金の適化法の適用を受けますので、目的外利用というのが実質上できないということになっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

制度上難しいということであれば、しょうがないことだと思います。

次の質問に移らさせていただきます。

病後児保育制度への根本的な疑問になるのですが、佐川町では病児保育、病後児ではなくて病児保育は実現できないのでしょうか。今回、この質問をするにあたって、インターネットでいろいろ調べてみたのですが、病後児保育制度と検索しても病児保育をしている自治体のほうがよく出てくるわけなんですね。子育て世代からしても、本当に必要なのは病児保育だと思います。保護者の仕事と育児の両立をする支援、それは病後児保育より病児保育のほうが強い支援になると思います。佐川町ではなぜ病後児保育なのでしょう。これは何か理由があるんだと思います。お聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この病後児保育がスタートした経緯につきましては、これはですね、子育て支援とか保育の政策を束ねる計画がございます。これは従前は次世代育成支援行動計画、今現在は子ども子育て支援事業計画というのがあって、この計画に基づいて佐川町は病後児保育事業をやっております。こういった計画の策定時において住民アンケートをとって、その後、病後児保育事業のニーズが高かったということでこれは実際は町立の高北病院、こちらと協議をさせていただいて、平成 28 年度に事業を開始したということになってます。

齋藤議員おっしゃるように当然、病後児保育だけではなくて、病児保育、病後児保育のセットでやるということは保護者のニーズに叶うというふうには考えております。ただ、この病児保育を実施するということについては、当然、病児保育ですので、今現在病状がある子供さんをお預かりするということになります。そうなりますと、今は病後児保育では保育士が見れるということになってますけれども、この病児保育をやるとということについては、常時、看護が必要になってくるということ。それと、病状の変化に備えて、小児

科、例えば小児科医との緊密な連絡体制が不可欠になってきます。現時点でも病後児保育では高北病院と連携をして体制を整えておりますが、この病児保育をやるには現実的には小児科医内、病院の中ですね、これに併設したりということで運用していく必要性がどうしても出てくるということで、佐川町内には小児科医 1 カ所ありますが、それから高北病院にも週 1 回小児科医が開設しておりますけれども、これを施設面とか医師、看護師の確保、こういったものをあわせて通常の診療と病児保育両方を実施するという体制を佐川町の中では整えるのは困難ということで、病児保育はできないということに至っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございました。

さまざまな課題があることを今認識いたしました。しかしですね、難しいことかもしれないんですけども、実際に佐川町より規模の小さい自治体もやっているところがあります。例えば、人口約 9 千人の長野県宮田村や人口約 3 千人の富山県舟橋村でも病児保育を実践している自治体がありますので、子育て世代中の願いとしては諦めずに検討していただきたいと思います。

これで、2 つ目の病後児保育の質問について終わりたいと思います。

3 点目にふるさと納税について質問させていただきたいと思います。

日本全体の問題でもありますが、佐川町ももれなく少子高齢化が起きていますし、人口減少傾向にあります。税収というものは基本的に簡単に増やせるものではないと認識しております。だからこそ、ふるさと納税の制度を利用して町の財源確保を考えていくことは大事なことだと思っています。

そこで、今年度、令和 3 年度の佐川町ふるさと納税の寄附額は 3 億円に届きそうだと伺っております。寄附額の現状や推移をお聞かせください。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。

まず、推移でございますけれど、平成 30 年度から令和 3 年度の見込み額ということでお答えをさせていただきます。

平成 30 年度から令和 2 年度までは決算額、これは實際上佐川町が

受け入れた寄附金額ということになります。令和３年度は１１月３０日時点での寄附申込額、これは佐川町に御寄附いただけるという申し込みがあった金額ということになります。

平成３０年度は６,８６３万８,６７０円の御寄附をいただいております。令和元年度はさらに増えまして、１億７,６８９万２,４６０円の御寄附をいただいております。令和２年度はまた増えまして、２億３,７５９万１,０４８円となっております。令和３年度におきましては、先ほど齋藤議員の御質問の中にもありましたように、当初、２億５千万ということで見込んでおりましたけれど、補正予算の編成時点におきましてももう昨年度の申し込み件数からいうても倍、そして、申し込み金額からいきましても約５,８００万円増となっております。そして、１１月３０日時点でもう既に２億１,１９５万４千円の申し込みをいただいております。このようなことから令和３年度におきましては本定例会の補正予算で追加させていただいておりますとおり、７千万円増で３億２千万円を見込んでおるという現状になっております。以上でございます。

１ 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

寄附額は順調に増え続けているように見えます。佐川町としては今後、ふるさと納税の寄附金額を増やしていくつもりでしょうか。お聞かせください。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

ふるさと納税自体につきましてはその寄附金という分がありますけれど、これはやはり佐川町以外の全国の、全国にお住まいの皆様がこの佐川町を応援したいという、そういう意味での寄附金ということになっております。あくまで返礼品につきましてはそれに対するお礼ということでこの佐川町を全国の皆さんが応援してくれるというそれは今後もますます広げていきたいというふうに思っています。それにつれて寄附金額のほうも増額になるというふうに考えております。

ちなみに、来年度、令和４年度につきましては４億円を目標に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

１ 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

私も寄附金額が増えていったほうがいいと思います。

次に、ふるさと納税の寄附額がここまでなぜ、こんなに順調に増えたのか、寄附金額増額の要因と、これから先ほど4億円という目標が出ましたけれども、その目標金額に達成するための方針とか対策がありましたら、お答えください。

総務課長（麻田正志君）

増額の要因ということでありますけれど、やはり、増額の要因として、一番大きいのは返礼品、お礼品の品目数が増加したということが一番ではなかろうかとは思っています。

これにつきましては、令和2年度まで任用しておりました地域おこし協力隊の積極的、精力的な活動の成果と言えらると思います。この活動の成果によりまして、返礼品の取り扱い件数が11月の中ごろの段階ではありますけれど、198品目ということで、当初より大幅に増加もしております。このようなことに加えまして、現在インターネット上にありますポータルサイト、そういうところに佐川町のPRをするためにその内容を掲載しております。そういうポータルサイトの内容につきましても、随時、魅力的な内容が発信できるように磨き上げ等も行っております。

また、昨年度からの新型コロナウイルス感染防止対策によるこの巣ごもりの需要ということも原因の一つであらうと思っております。そのような要因が重なりまして、佐川町の寄附金額につきましても増加しておるものと考えております。

そして、さらに寄附増、寄附増といいますか、佐川町を応援していただける方を増やすという取り組みにつきましては、今年の8月から一般財団法人のしあわせづくり佐川のほうに返礼品に係るふるさと納税業務を委託しております。やはり、総務課の中で日々の業務の中でこのふるさと納税の寄附金増に取り組んでいくというのはなかなか難しいところでもありました。そのようなところからこのふるさと納税の今言いました返礼品に係る分につきましては、委託することによりまして、返礼品のさらなる充実や、新規返礼品の開発等に取り組んでいけるというふうに考えております。現在もその取り組みを続けております。

今後におきましても、やはり佐川町を応援していただけるという全国の皆さんをさらに増やすため、そのほか、PR方法等も工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

ふるさと納税の委託先のその財団法人でもですね、先ほど、先日ちょっとお話をお伺いに行ったんですけれども、やはり、「もっと資金があれば寄附金額を増やすことができる」と「できることはまだまだある」と、そう担当者が言ってました。一般的な会社であれば伸びている事業だったり、利益を出している事業にリソースを割くというのは普通の考えかなと僕は思っております。

現在、ふるさと納税のそれこそ佐川町の 198 品目、僕もざっと見ましたけれども、大体町内の資源は出尽くしてしまったのかなという感があります。それぐらい、隅々まで掘り起こしてもらえたのかなと、そういう感想があります。そうなってくるとやはり、先ほどもおっしゃったように商品開発、さらなる商品発掘、そういうものが必要な状況であります。これもやはりただではできないと思います。そして商品開発が進めば、今後、事業が進んでいく道の駅、道の駅にもいい効果が出てくると考えております。これは、何も実績がないよくわからないところに資金を投入してみてはいかがかと聞いているわけではなくてですね、今までふるさと納税の勢いを上げてきてくれた人、担当、実績があるところに、資金があればまだまだやれると言っているんですよ。ここですね、ぜひ一度、佐川町の未来のためにも、応援してくださる人を増やすためにも、財団法人ときちんと話し合いを、話し合いの場をつくってですね、ふるさと納税増額のために攻めの予算をしっかりと話し合ってみてはいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の寄附金につきましては、その経費といたしまして寄附金額の 50% 以下という決まりがございます。これはもう国からの通知で必ず守るようになっております。その 50% の経費のうち、30% 以内が返礼品ということになっております。残る 20% 内におきまして、その返礼品の郵送料でありますとか、先ほど言いました各ポータルサイトにおけます広告料、そのような手数料とかを支払っております。

今、齋藤議員がおっしゃられましたとおり、寄附金額が増えることによりましてその 50% の額自体が増えてまいりますので、その寄

附金の増額によりまして、先ほど言いましたいろんな経費に充てるということは可能でありますので、今後のそのような予算につきましては、財団法人のほうと話し合っていて決めていきたいと考えております。以上です。

議長（西森勝仁君）

間もなく 12 時になりますが、齋藤光君の質問が終わるまで一般質問を続行します。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございました。

ふるさと納税は佐川町の財政でも重要になってくるかと思います。そして、やはり今、佐川町のふるさと納税は勢いがあり、成績もいい状態なので、ふるさと納税にしっかり力を入れていってほしいなと思います。そして、ふるさと納税を盛り上げてくれた担当の職員や担当者の方がきちんと評価されることを願っております。

最後になりましたが、これで質問を終わります。齋藤光の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、1 番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時 30 分、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 正午

再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3 番、山本和輝君の発言を許します。

3 番（山本和輝君）

3 番、山本和輝です。議長のお許しをいただき、通告に従い 3 点の質問をさせていただきます。

執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、1 点目、佐川町独自の農地バンク制度の設置について質問をさせていただきますが、農地バンクですが、農地のマッチング事業と解釈していただきたいと思います。

町内は近年、急加速で高齢化が進むにあたり、耕作放棄地の拡大

に伴う対策として、放棄農地、また、その可能性がある農地所有者からの貸し出しの登録申請を農業委員会、広報等を、すいません、広報等で受け付け、集約し、広報や役場のホームページで公開し、農地の所有地、地目、面積、農業用水の状況、全作物履歴、貸付期間、賃料、また、農地売買希望のある方は価格も含めた設定、水利組合を含めた地域作業の条件を含めた地域作業の条件などを伝え、借受希望者と土地の所有者の連絡を取り合い、利用条件、賃料などを話し合う制度を開始してはどうでしょうか。登録されている農地に借り手がつきやすいように、貸し出しやすい制度を開始してはどうでしょうか。

70代、80代、先輩方が元気で農作業できているうちはいいのですが、その後の下の世代にそのまま引き継ぐには後継者不足で難しいのが実情です。そのためにも、持続していく取り組みが急務です。そこで、地域運営組織担い手となることで、農地の維持に貢献できるのではないかと考え、町内外家庭菜園、また、地主の許可を得て、山田の場合も果樹の植え付けも可能になります。また、それに伴う町独自の補助金制度を図り、農地の有効支援策も考えてみてはどうでしょうか。私も皆さんの意見も集約し、働きたいと考えています。この点について、町長にお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐川町独自の農地バンクということですが、これは貸し手と借り手がマッチングする事業だと認識はしております。これは農地中間管理機構に登録できない農地において、借り手を含ませる有効な取り組みであるとは考えております。ただ、現時点ではマンパワーの不足により実施ができておらず、また、実用的な制度とするためには登録する農地の基準や開示項目、マッチングの方法等を明確にしていく必要があると考えております。以上でございます。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。

新規就農者も今後、国の補助金制度改正に伴い、チャレンジしやすくなり、農業がかかわりやすくなると思われます。現在、県でも中間管理機構なども田んぼなどを集約していますが、町内では大きい田畑が少ないのが現状でありながらも、田畑を探す農家さんも少くないと思います。この農地バンク利用について担当課長にお伺



いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

佐川町の現状でいいますと、農地を貸したいという方が出た場合には中間管理機構の農地バンクのほうに登録を申請していくという形にはなっております。

ただ、昨年、佐川町で申請を受け付けた農地に関しては中間管理機構の農地バンクでは登録できないというようなちょっとハードルの高い農地バンク制度になっておりますので、町独自の制度というのは、借り手、貸し手のマッチングが非常にしやすい制度だということでは認識しております。

現在、佐川町では人・農地プランの実質化という事業に取り組んでおります。この事業は各地域で現状を把握したうえで、10年後、担い手が誰になるのか、どのような形で農地を集積化していくのかといったことを地域で話し合い、作っていく計画となっております。この人・農地プランの実質化を進めていくことで、将来的に農地を継続できない、または貸し出ししたいという方の把握ができるようになるため、この事業を進めていくなかで、議員のおっしゃっております佐川町独自の農地バンクの、農地のマッチング制度のような仕組みができていくのではないかと、検討できていくのではないかとというふうに考えております。

大変、農地のマッチングと、町独自のマッチング制度というのは有効な制度とは考えておりますので、関係機関と協議しながら佐川町に最適な仕組みを考えていきたいと考えております。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

耕作放棄地の開墾の補助金停止は全農業者全額負担となり、とても荒れ地を開墾するところまではいかないと思います。耕作放棄地を減らすためにも補助金制度は町独自でも検討をお願いいたします。

私が参考になっている農地バンク制度ですが、兵庫県猪名川町の町独自の農地バンクです。猪名川町も約8割が山林であり、農業振興地域の指定のない条件不利地の要件も町内と似ていると思います。

まず、役場の近年、職員不足は理解したうえで発言をさせていただきます。

各集落でも働き手不足、若手不足、町民不足です。決して役場だ

けではございません。これからは限られた人口で最大限に生かせる制度、生かせる制度が求められると思います。なぜ、耕作放棄地になるのか、それは皆さん御承知のとおり、農業では生活できないのです。今度、完成予定の道の駅でも、町内で生産した野菜も販売できるようになり、農業の生産者も現在より稼げる農業となるならば、夏場は水害で浸水する農地も冬野菜などの栽培も栽培利用できるようになります。そのためには、まず、貸し手と借り手をつなぐ窓口をお願いいたします。そのためにも、必ず検討していただき、必ず実現していただきたいと思います。

それでは、2点目の質問についてお伺いします。

公約、地域担当職員制度についてお伺いします。

町長の公約にしています、地域担当職員制度を来年度どのように取り組むのか、その職務内容について町長の考えている方策があれば具体的にお伺いします。

私は前段に申しましたバンク制度の取り組み、農業委員さん、自治会長さん、民生委員さん等を窓口として、職員の立場で全般的に各地区内の情報を取りまとめることが、職員として自由に計画し、担当地区の窓口として声を聞き、町独自の各地区に必要な支援策の方向性を図る糸口になるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

まず、町独自の支援策、特に高齢者の支援、農地の有効利用を含めた計画の策定ができるのではと考えています。その考えですが、町長の目指す施策の考えをお伺いします。

町長（片岡雄司君）

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私が公約にあげております地域担当職員につきましては、職員が地域活動への自発的な参加推進をしていただくように職員を地域ごとにわけ、各地域のイベントや地域団体などの集まりへの参加をお願いし、地域を知り、地域の方々に知っていただくようになっていると考えております。

行政に携わる職員には地域の一住民として、地域の活性化や発展に貢献し、地域に信頼される人材であることが求められております。そのために、職員が一住民として積極的に地域活動に参加をし、ともに行動し、汗を流し、現場の空気を知ることが必要であると考えております。そしてそこから出た課題を行政の課題として捉え、地

域住民と連携しながらその課題解決に向けて取り組んでいくことが大切であります。そのことにより職員の資質の向上につながっていくと考えております。私も、私が職員時代に先輩職員から「町内の人を知れ」、「地域を知れ」と教えられてまいりました。おかげさまで私は先輩職員の教えにより、地域を知り、多くの方々に知り、知っていただきました。現役時代に仕事がスムーズに進んだことがこれによって多くあっております。

現在、現在の職員の中には住民として地域活動に積極的にかかわる職員、消防団に所属している職員、そして、自治会の役員として活躍している職員など、地域に溶け込んでいる者もおりますが、町外に居住をして通勤している職員も最近では多くなっております。また、職員の年齢層も若くなっております。職員には自治会総会などへの参加など、積極的に地域に出向き、一人でも多くの住民を知り、知ってもらうようにと考えております。そうすることにより、地域と連携でき、明るく温かいまちづくりにつながっていくと考えております。

先ほど、山本議員から御質問のありました御提案につきましては、非常にいい提案だと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の拡大や、大型事業の推進など、全職員が丸丸となって取り組んでいかなければ克服できないことなど、大変厳しい状況となっております。また、各地域の会議は夜遅くの会議や地域イベント参加につきましても、土曜日、日曜日、祝日など休日が想定されるため、職員の休暇取得の向上や長時間労働の改善など、仕事と育児や介護の両立に取り組むとされる働き方改革の観点からも負担のかからないように、まずは先ほど私が述べさせていただいた内容から順次取り組みを始めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

### 3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

町の職員、あ、すいません、町の職員も町外からが多いと思いますが、ぜひ、各イベントや団体の集まりに参加していただき、行政にかかわる職員は地域を知り、地域の方々に知っていただき積極的に職員が佐川地区、黒岩地区、加茂地区、尾川地区、斗賀野地区、地域活動への参加促進をお願いいたします。地区にも課題がありますが、各自治会にも課題があります。それらの課題を行政の課題とし

て地域住民と連携していただき、安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

3点目の有害鳥獣対策についてお伺いします。

近年でも、最近、イノシシなどによる被害が非常に多く、耕作放棄地が多くイノシシが隠れやすくなり、民家周辺まで出てくる状況です。また、高齢化による猟免許の返上、また、わな猟の講習も実施されていますが、今後、町の対策について具体的に今まで以上の補助対策を考えているのかお伺いします。また、つい最近では、二ツ野地区、下山地区近辺では猿も見かけたとのことでした。

今後、町の取り組みをお伺いいたします。町民がいつ被害に遭うかもしれません。町民に被害が出てからは遅いので、その点も含めてお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、現状の制度について御説明をさせていただきます。

現在では、狩猟免許を取得する際に必要な経費の一部、講習費であったり診断料の補助を行っております。この制度を活用し、昨年度は6名、今年度はこれまでに3名の方が新たに狩猟免許を取得しております。また、狩猟免許を取得された方は有害鳥獣の捕獲をする隊員のほうに登録はしていただいております。捕獲実績のある隊員さんは令和元年度で50名、昨年度、令和2年度で49名と。免許所有者数、また実働されている方含めて横ばいの状態となっております。

また、有害鳥獣の被害対策としてはまず、予察計画に基づく予察捕獲を猟友会の方の協力を得て実施しております。予察計画は佐川町有害鳥獣被害対策協議会において、その年の捕獲頭数であったり、捕獲対象となる有害鳥獣についての協議を行ったうえで毎年作成しております。農作物への被害が発生する前に捕獲するということを目的にしており、有害鳥獣を捕獲した場合には、その方に対し登録された捕獲隊員の方に対して鳥獣の種類に応じた捕獲報奨金を出して対応させていただいております。

また、捕獲する、被害が、すいません、被害が出た場合ですが、農作物への被害を防ぐための対策として、防護柵の設置をする補助も行っております。

こういった現状を踏まえて、現時点では今以上の補助対策としたところは検討はしておりません。ただ、被害が拡大するなどの状況に応じて、今後、必要があれば対策をしていきたいと考えております。

また、猿の出現に関してはここ近年、出没の目撃情報であったり実際に捕獲もされております。有害鳥獣の出現や被害があった場合には、産業振興課のほうに連絡をいただければ猟友会などと協力して対応しておりますので、そういったことも含めて、町広報や佐川町の公式LINEなどを活用して周知もしていきたいと考えております。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

有害鳥獣は本当に身近な案件になっています。イノシシの被害もありますが、果物の被害ではアナグマ、ハクビシンなどの被害もあり、農業従事者の間では半分諦めている方もいます。

先日、片岡町長、町政運営でも報告していただいた、寄せ付けない、侵入を防止する、個体数を減らしていただき、農林業者の生産意欲を衰退しないように強化していただきたいと思います。有害鳥獣の被害を最小限に留めるためにも、早急に対応できる相談窓口を、連絡先をより多くの町民に知ってもらい、また、猟免許の取得募集なども広報、LINE、ホームページで周知をしていただき、安全で安心して暮らせる町政に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、執行部の皆さん、新人の私に質問を丁寧に回答していただき、ありがとうございます。安全で安心して暮らせるまちづくりに私も全力で取り組んでいきたいと表明いたしまして、個人の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、3 番、山本和輝君の一般質問を終わります。

引き続き、4 番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号4 番、田村幸生です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

本日の一般質問は、議員活動で初めてのこととなり、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、一生懸命質問させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。なお、これから4 年間の日々、研

さんに努め、安全で安心して生き生き住み続けられる地域づくりを目指して頑張ります。

本日は消防団に関することが2件と、防災行政無線についての1件を質問させていただこうと思っています。

それでは、質問通告に従いまして、消防団員の処遇等の改善について、から質問いたします。

私は、消防団に所属していますが、ここは、客観的な立場として、消防団の現状等をお示しして、課題解決に向け、最終は団員確保という大きな視点で質問させていただいて、なおかつ自分たちも消防団員として自信と誇りをもって活動にあたっていく、そういう思いで質問させていただこうと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。このテーマにつきましては、片岡町長も町長前に消防団の幹部でおられたというようなお話もお聞きをしております。そういったことから、共通する事柄もあると存じております。

さて、消防団員は本業を持ちながら自らの地域は自らで守るという崇高な郷土愛護の精神に基づき、地域の安全を守るために日夜献身的な消防、防災活動を行っています。言うまでもなく、地域の消防団は消化活動を初め、自然災害などにおける救援活動、避難支援、被災者救出、救助などの活動を行うなど、地域防災の中核的な役割を担うとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしております。

近年、全国的に消防団員が著しく減少していることを御存じでしょうか。令和2年4月の時点で81万8,470人。これは2年連続で1万人以上の減少になっており、非常に危機的な現状になります。実は、昭和29年には200万人以上いた消防団員が平成2年に100万人まで減りました。このままですと、現在の段階で既に80万人を割り込むのは時間の問題となり、国は、非常に危機的な現状であるとの認識を持ちました。そのため、団員の確保の大きな観点から、昨年度末より、消防団員の処遇改善についての検討会を立ち上げました。全部で7回の会議を重ねて、一定の方針が出されました。なぜ、消防団員がこのように減少しているかといいますと、毎年退団していく人の数はほぼ横ばいに推移しているものの、入団者数が大幅に減少しており、特に20代の方はこの10年で4割も減少、そして、30代も2割減少という若年層の入団者数の減少が大きな要因であります。

当町におきまして、令和3年11月現在、定員180名に対し、現在員170名であり、定員に達しておりません。さらに、年齢別では、40歳代の60名に比べ、20代は8名にとどまっております。一方、被雇用者、サラリーマンの割合は70%を上回っており、昔と大きく変わっております。また、最近大型災害が毎年のように発生しており、全国で見ますと、消防団員の出動総数はこの10年で1割増加していますが、火災出動は2割以上減少しています。その増加の理由は多様化する風水災害の出動件数2.5倍以上になっていることが要因であり、その対応が求められています。国は消防団員確保の観点から、消防団員の出動報酬の創設や、年俸報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善について通達が出されました。当町では、佐川町地域防災計画の中にも、消防団活動の強化を明記し、団員確保などの体制整備も含まれています。

そこで、消防団の現状を踏まえ、消防団員の処遇の改善について、消防力の低下を防ぐための団員確保策も含めて、具体的にどの様に改善を図っていかれるのかをお尋ねします。御答弁よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。

田村議員がおっしゃられましたとおり、消防団につきましては、地域の消防体制の中核的な役割を果たす存在ということを十分認識しております。町といたしましても、団員の皆様の果たす役割につきましては、本当に大いに期待をし、また、日ごろの消防団活動につきましては本当に感謝をしておるところでございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

消防団員の処遇に関する件でございますけれど、田村議員がおっしゃられましたとおり、全国的にも消防団員の減少、こちらのほうにつきましては憂慮すべき事態となっております。この団員の減少がこのまま続けば地域防災力は当然低下し、ひいては町民の皆様の生命、身体、財産の保護に支障をきたす事態となってくると考えております。また、先ほどの田村議員のお話にもありましたように、近年、災害が多発化、そして激甚化する中、消防団の方の役割も多様化し、一人一人の消防団員の方の負担が大きくなっているということも認識しております。このような団員の皆様の労苦に報いるた

め、消防団員の処遇改善については必要不可欠というふうに考えております。

こうしたことから、本年度、佐川町におきましても、消防団員の報酬及び出動の際の費用弁償の額につきまして、その出務の対応や業務の負荷、活動時間等を勘案し、近隣市町村、とくにここらあたりは高吾北広域消防本部管内になっておりますので、消防本部管内の越知町、仁淀川町とも協議いたしまして、ある一定、均衡のとれた額となるよう検討を進めていきたいと考えております。このような報酬の改善であることととも含めまして、消防団の、消防団に加入していただく人を増やしたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

今のお話の中では、近隣市町村、越知、仁淀川町と協議のうえ、御検討いただけるという御理解でよろしいですかね。はい。ありがとうございます。

それでは、消防団員の、先ほど消防団員の確保ということで、総務課長からもお話いただきましたが、今までは団員の、個々の団員の勧誘であったり、それから自治会などの地縁等で勧誘するに頼ってきたところが非常に大きいわけですが、これからは活動内容等の広報活動を積極的に行い、ホームページであったり、いろんな手法を使ってですね、消防団に対する理解を深めることで、団員の確保へつなげることが重要と考えています。そうすることで、地域の皆様が消防団に対して理解いただき、そして、若い者が入団していただけるという方向に進めばと考えておりますが、そのへんについていかがでしょうか。

#### 総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

田村議員のおっしゃられるとおりだと思います。消防団活動につきましては先ほどの答弁の中でも申しましたように近年の多発する災害、あるいは火災、本当に24時間365日、いつ起こるかわからない災害に対応するため、本当に心身ともに負担がかかる業務であると思います。

また、一方では先ほども申しましたように、町民の身体、生命、財産を守るという非常に高い目的をもった、本当にやりがいのある業



務であるとも思っております。そのような消防団活動につきまして、町としましては足りない部分につきましては、広報誌、あるいは別の媒体を通じて、広く若い人たちを中心に消防団のほうに加入していただくよう働きかけをしたいと考えております。以上でございます。

#### 4 番（田村幸生君）

はい、ありがとうございます。

後ろから御指導いただいております。

ありがとうございます。関連しまして、佐川町国土強靱化計画での消防団活動の活性化が団員確保につながることを期待される、佐川町消防団活動協力事業所制度の活用状況や、今後の利用見通しについて伺いをいたします。よろしく申し上げます。

#### 総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。

御質問のありました消防団協力事業所表示制度というものでございますけれど、佐川町でも佐川町消防団協力事業所表示制度といたしまして、平成 21 年度から導入をさせていただいております。

この制度につきまして簡単に御説明をさせていただきますと、この制度は多くの団員の方がそれぞれの職場において被雇用者でありながら、災害等の有事の際には業務をおいてでも出動せざるを得ない場合があることなど、その事業所が消防団活動に協力していただけることを社会貢献として称揚することを目的につくられた制度ということになっております。

現在の状況でありますけれど、現在、佐川町では 10 の事業所に協力事業所の認定をさせていただいております。主に土木建設業者の方、事業所ということになっております。この協力事業所の認定に関しましては、当然、認定業者が増えることによりまして、地域全体で事業所の消防団への協力が促進されまして、事業所の地域社会からの信頼性の向上、及び事業所と地域社会の協力による地域防災体制の一層の充実が図られることから多くの事業所を協力事業者として認定させていただきたいと考えております。

ただ、このような取り組みについて、今現在 10 の事業所ということもありますので、このような取り組みについて十分周知がなされていないという現状もあると考えますので、このような取り組みがあるということも広く知らしめていくということも考えて、広く広報

活動をしていきたいと思っております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

力強いお言葉、いただきました。しっかり啓発してぜひとも団員確保につなげていただけますようによろしく願いを申し上げます。

次に、町職員の消防団加入啓発と現在の消防団員数をお聞きして、日中火災や災害対応についてお尋ねします。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。

現在の定員で、定数でありますとか現員につきましては田村議員が御質問の中で出てきましたとおり、現在、定員につきましては 185 人、現員につきましては、現在の加入しておる団員数につきましては 170 人となっております。このうち、役場の職員につきましては 21 人ということになっております。

昼間の火災に関しましては当然職員の所属する分団の招集があれば出動するようになっております。また、所属以外の分団の招集に関しましては各職員の判断に任せるようにしているのが現状となっております。ただし、特に昼間の団員が不足する尾川分団や加茂分団での火災など、消防団幹部会等で各分団長と協議いたしまして、必要があれば所属以外での火災についても出動するようこちらのほうも検討したいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

先ほど、片岡町長からも若い職員が増えているというようなお話を先ほど山本議員のお話の中でも出ておりましたが、まあ、できるだけね、若い団員を。町の職員さんもやっぱり限度があります。一次招集、二次招集で詰められた段に消防団が呼ばれても職員さんはもう町に行かれちゃうので団員と出れんという現状がありますので、そこはそこで限度は当然あるんですけど、普通の日常の昼間の火災であると出動の初動体制に大きく影響するということで、本当に町の職員さんおられるだけでここから佐川分団出るときも本当に早いということで、ありがたく思っております。これからも新しい、若い職員さんにぜひとも消防団への加入についても啓発をしていただきたいと思っております。

それから、次の 1 点、若年層の消防団員への準中型免許 5 トン限

定及び普通免許 3.5 トン限定から中型免許取得奨励についてお伺いします。

現況では 20 代が 8 名ですが、今後、若年層を勧誘していくうえにおいて、取得を奨励することは入団材料の一つとして重要なポイントになります。消防力を維持するために、しっかりと道筋をつけることは必要不可欠なことと考えております。よろしくお尋ね申し上げます。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

現在、佐川町消防団に配備されております消防車両の運転に必要な免許につきましては、車両総重量 5 トン未満が運転できる 5 トン限定準中型免許が必要となっております。御質問の中でもありましたように平成 29 年の 3 月から普通免許は車両総重量 2 トン未満となっております。我々の世代では先ほども言いました消防団の消防車も運転できるという免許でありましたけれど、この 29 年 3 月から普通免許は車両総重量 2 トン未満となっておりまして、通常の自家用車を運転できる普通免許を平成 29 年以降に取得した場合には、御指摘のありましたように消防車両を運転することができず、今後、免許を持たない隊員が増えた場合は、消防活動に支障が出てくる恐れということは十分考えられます。

御質問の中でもありましたように 20 代の団員、平成 29 年度以降に普通免許を取得した可能性が高いと推測される 20 代の団員につきましては、8 名ということになっておりますので、先ほど申しました消防団員の現員数、170 人のうちの 8 人ということですので、直ちにこのことをもって消防団活動に支障が出るとは考えてはおりませんけれど、今後、どんどん新しい若い消防団員が加入していただくということを考えますと、今後検討していくべき課題であるということでは認識しております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

はい。確かに、今の現状では 8 名ということですので、今後、団員が更新されていく段階において、ぜひともまた御検討よろしく願い申し上げます。

続きまして、通告書 2 件目、商工会とタイアップしての佐川町版消防団応援の店を設置検討してみてはいかがでしょうかということでお尋ねします。

消防団応援の店は消防団員の皆様がそれぞれお仕事をもちながら、御家族の協力のもと、日ごろ訓練をし、火災やいろいろな自然災害などと向き合い、いざというときには一生懸命活動をしています。そんな消防団員の皆様に御苦勞様という気持ちから、御家族を含めて割引などのサービスをしていただいているのが消防団応援の店です。「消防団は高知県消防協会会員証を所持しており、消防団応援の店の表示やのぼり旗が掲示してある事業所で優遇措置が受けられます。」との表記なのですが、消防団応援の店のPR不足なのか、佐川町では現在1店舗にとどまっています。今後、商店の皆様の御理解や御協力を得て、消防団応援の店を設け、団員及び御家族が優遇措置を受けられ、そして、商店にもメリットが生まれますように、ぜひ、佐川町版消防団応援の店への取り組みをしていただけるよう御提案しますので、御検討よろしく申し上げます。

これは、町ごと元気になる一つの手法として御検討いただくようお尋ねします。よろしく申し上げます。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

田村議員がおっしゃられたことと重複する部分もございますけれど、こちらのほうでもお答えをさせていただきます。

佐川町では高知県消防協会が取り組む消防団応援の店について、制度の利用はさせていただいております。この制度は田村議員もおっしゃられましたとおり、地域のために活動している消防団員のために、各種優遇サービスを受けることのできる制度となっております。県内におきましては183の店舗で優遇サービスが受けられるようになっておりますが、田村議員がおっしゃられましたとおり、佐川町では1店舗ということになっております。

この制度はやはり地域のために献身的に活動する消防団員に対して割引などのサービスを提供する店舗をいうもので、地域の理解のもとに自発的、自主的に協力をいただいて進められている取り組みであるということになっております。

御質問いただきました、御質問といいますか御提案をいただきました商工会等とタイアップした佐川町独自の消防団応援の店の取り組みでありますけれど、現在、前の質問の時の答弁でもいたしましたように、消防団員の確保というのが非常に難しくなってきております。そのようなことから各種サービスが受けられることによりま

して、団員確保という面で一定の効果も期待できるのではないかと  
思います。ただ、先ほども申しましたように各店舗や事業者の皆様  
にサービスを提供していただくことになりますので、先ほどお話を  
させていただいたとおり、各店舗や事業者の自発的、自主的な協力と  
御理解がなければ成り立たない制度でもあるということになってお  
ります。この件につきましては、今後、商工会のほうと話をしてみ  
たいと考えております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。

なお、応援の店には団員募集のパンフレットであるとか、加入申  
し込み書を置かせていただくなど、団員確保の一翼を担っていただ  
くのも地域にとってはプラスと考えますので、ぜひとも御検討いた  
だけますようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、3 件目、防災行政無線について質問いたします。

現在、放送スピーカーの取り替え更新が行われていますが、この  
タイミングで火災等が発生すると、旧システムを作動しサイレンを  
吹き鳴らし、その後、新システムを作動させることになり、サイレ  
ンがおくれて聞こえることや、二重に聞こえることなど、通常と違  
うことが考えられます。そのため、住民が不安にならないよう、広  
報にはしっかりと手を足らしていただきたくお尋ねします。よろし  
くお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。

まず、消防団の火災招集のお話も出ましたので、そのあたりから  
お答えをさせていただきます。

田村議員おっしゃられますとおり、そのスピーカー、拡声子局か  
らのスピーカーについてでありますけれど、このスピーカーからの  
放送につきましては、通常の行政情報、そして、緊急地震速報等の  
Jアラート情報、そして火災等の招集サイレン等の大きく分けまし  
て3 種類ございます。まず、通常の行政情報につきましては、こち  
らのほうは先ほどもありましたように、ちょっとおくれて出る時差  
放送であっても、緊急放送ではありませんので、防災という観点か  
らは影響ないというふうに考えております。ただ、この旧システム  
が吹鳴してから新システムが吹鳴するというこの時間差での運用に  
つきましては、その周知といたしまして、住民の皆様はその周知を

行うということは当然必要と考えております。

この周知の方法につきましては12月の広報誌と各地区の工事着手日の前日、及び当日の朝の防災行政無線放送、そして、佐川町LINE公式アカウントで周知を行っておるところでございます。それを見ていただいて御理解をいただけるように努めていきたと考えております。どうしてもこの防災行政無線の工事上、このような状況が発生いたしますけれど、その点につきましては新しい防災行政無線となって、いかなるときにも対応できるというシステムに変わりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

先ほどの続きになりますけれど、この通常の防災行政無線につきましては、先ほども言うたようにちょっとおくれて時差放送にはなります。一方、Jアラートの緊急放送につきましては、こちらのほうは国のほうから通知がきます。この通知がきたのち、自動で旧のシステムと新システム、これが全く関係なくに一斉に放送をいたしますので、こちらにつきましては時差放送なく影響なく放送ができると考えております。

あと、お話の中で出てきました火災等の招集サイレンについてでありますけれど、こちらのほうは先ほどの防災行政無線の通常の放送と同様、運用上どうしても旧システムが吹鳴したのちに新システムの吹鳴ということになります。そういうことから旧システムに対して新システムのほうがおくれるという遅延が生じます。このことにつきましては消防団員の皆様へ、工事期間中に工事を実施する子局の一本一本に対して日単位での情報をLINE公式アカウントを通して逐一お伝えするようにしたいと考えております。それによりまして、鳴らない子局というのが当然出てきます。鳴らない子局と言いますのは当然更新を行うために撤去しておるところは当然鳴りませんので、そのような鳴らない子局、そしておくれて鳴る子局が消防団員の皆様にわかるように対応していきたいと考えております。また、鳴らない子局の近くにいる場合でも火災招集等の際には町がやっておりますLINEの公式アカウントに火災場所等の情報を配信することで対応ができると考えております。また、今説明させていただきました内容の周知につきましても、消防団員の皆様へ再度徹底していきたいと考えております。以上でございます。

#### 4 番（田村幸生君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。

あわせて、防災行政無線の更新に伴う難聴世帯や、それから消防団に貸し出している個別受信器及びアンテナの取り外しの具体的な計画等についてわかっておられたら御説明をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。少し長くなりますけど、概要を説明をさせていただきます。

現在、御承知のとおり防災行政無線の工事を行っております。これ拡声子局、スピーカー、町内に設置しておりますスピーカーを取り替えて順次新しいものに変えていっているところでもありますけれど、この、それに伴いまして、旧システムの個別受信器のほうも取り替えるようにしております。この旧システムの個別受信器は1月末をもって放送を終了する予定としております。その内容につきましては広報等を通じて既に周知をさせていただいているところではあります。

新しい新システムにおきましては、必要な防災情報については個別受信器のかわりにこれも広報のほうに載っておりますが、佐川町LINE公式アカウント、こちらのほうを登録していただきましたらプッシュ型で配信するようになっております。佐川町のほうから必要な情報をLINEを通じてお知らせをすると、配信するという内容になっております。

旧システムでの個別受信器につきましてですけれど、こちらのほうは各世帯に一つしか配備できないということで設置場所以外、その個別受信器を設置している場所以外では放送内容を確認できないというデメリットがございました。しかし、先ほど申しました新しいシステムではスマホ等の端末を持っておれば、家族全員がどの場所にいてもその放送内容が確認できると、家に居なくても外に外出しておってもその放送内容が確認できるということになっております。そして、より多くの町民の皆様に防災情報を伝えることができ、また、文字で残りますので、その内容を確実に伝えることができると考えております。

御質問にありました難聴地域の方についてでありますけれど、防災行政無線の難聴地域にお住まいの方、あるいは難聴地域以外でスマホ等の端末を持っていない方や心身の不調によりましてこの新しいシステムに対応できない方につきましては、町のほうでも佐川町防災行政無線の難聴世帯に係る個別受信器等対応要綱というのを策

定しておりますので、それに基づきまして、従来の個別受信器と同様の機能を持った新しい個別受信器を貸与するようにしております。今申しましたように難聴世帯の方、あるいは難聴世帯以外の方でも事情があって対応ができない方につきましては新しい個別受信器を貸与するようにいたしております。対象となると思われる方とか、御不安がある方は役場、危機管理対策室まで御相談いただけたらそれに応じた対応のほうをさせていただきます。

消防団員の方についてでありますけれど、消防団員の方につきましては原則的に上記、今申しました要綱及び消防団員の役割の特殊性を考慮して必要であれば貸与するということも考えております。以上でございます。

#### 4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

今、消防団の関係につきましても総務課長からお話を賜りました。それにつきまして、消防団に対しての新システムでの個別受信器、これは発災時にスムーズな出動ができ、トラブルが起きないようにということでございます。

それから、特に消防団の場合、夜間睡眠時、あるいは台風豪雨災害等の場面において、土砂災害が発生した場合においても雨戸が閉められていたような状況で音が聞こえづらい状況が過去にも実際発生しております。そういったことで、今までありました個別受信器の威力はとても計り知れないものが、重要なものとなっております。どういう状況でも多くの団員が出動できる環境の維持、これは必要不可欠な要素であります。よろしく願いを申し上げます。

これからも、消防団員として自信と誇りを持って私自身も活動していきたいと思っております。また、安心で安全なまちづくりの一翼を担う佐川町消防団の活動強化、団員確保に向けて、さらに推進賜りますようお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

#### 議長（西森勝仁君）

以上で、4 番、田村幸生君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を8日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会      午後2時30分

